

枚方市 子ども・若者育成計画

～ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けて～

改定版



平成 30（2018）年 3 月

枚方市

はじめに



枚方市では、平成 25 年 5 月に「枚方市子ども・若者育成計画～ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けて～」を策定し、計画に基づいた様々な施策・支援を進めてまいりました。

こうした中、国においては、現計画を策定する際に参考にした「子ども・若者ビジョン」が廃止され、新たに「子供・若者育成支援大綱」が定められるなど、子ども・若者の有する課題はさらに複合性・複雑性を増し、それを踏まえた重層的な支援の充実が求められています。

これを受けて本市においても、子ども・若者の育成支援を、より総合的かつ計画的に推進していくため、「枚方市子ども・若者育成計画」の改定版を策定することとなりました。

本改定版においては、本市での計画策定後の 5 年間の取り組みやひきこもり等子ども・若者相談支援センターでの相談活動から見える課題も踏まえて、支援につながっていない困難を有する子ども・若者に情報を届け、つながる仕組みの強化を図るなど、子ども・若者のひきこもり・ニート等の対策を中心とした施策、支援を展開してまいります。

改定にあたっては、前計画と同様に、枚方市青少年問題協議会に諮問を行い、幅広い視点で議論の上、答申をいただきました。委員の皆様には心から敬意と感謝を申し上げます。

また、改定の過程で、多くの貴重なご意見をいただきました「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」に参加されている関係機関・団体の皆様や、アンケート調査にご協力いただきました皆様、パブリックコメントをお寄せいただきました皆様に深くお礼申し上げます。

今後も、困難を有する子ども・若者の支援をはじめ、誰もが自分らしく健やかに過ごすことができる「豊かで誇りある枚方」の実現を目指して市政運営に真摯に取り組んでまいりますので、皆様のお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

枚方市長 伏 見 隆

枚方市子ども・若者育成計画 改定版

目 次

第1章 計画の改定にあたって

1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画の構成	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の対象	2
5. 計画の進行管理	3
6. 計画の期間	3

第2章 子ども・若者を取り巻く状況

1. 人口の動向	4
2. 就労等の状況	5
3. 若者無業者（ニート）、ひきこもり、不登校等の状況	7
4. 調査等からみるひきこもり等に関する実態について	11
(1) 内閣府「若者の生活に関する調査」（平成27年12月実施）	
(2) 大阪府「ひきこもりに関するアンケート調査」（平成29年5月実施）	
(3) 枚方市「ひきこもり・不登校等に関するアンケート調査」（平成29年7月実施）	
(4) 枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの活動からみえる現状	

第3章 これまでの取り組みの成果と課題

1. 枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでの取り組みの成果と課題	22
--	----

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	25
2. 計画の基本方向	25
3. 計画の体系	27

第5章 計画の内容

基本方向	I	困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化	
施策目標1		地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立	28
施策目標2		相談体制の充実	30

基本方向 II 困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

施策目標 3	居場所づくりと社会参加プログラムの推進	32
施策目標 4	就労支援の推進	34
施策目標 5	就労定着、安定的就労に向けた支援の充実	36
施策目標 6	ひきこもり予防としての不登校対策、中退予防の推進	37

基本方向 III 子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

施策目標 7	子ども・若者とその家族を社会で支える環境の整備	40
施策目標 8	家族等で支え合えるネットワークづくり	41
施策目標 9	多様な関係機関による支援ネットワークの構築	43

参考資料

1. 枚方市青少年問題協議会への諮問書	44
2. 枚方市青少年問題協議会からの答申書	45
3. 子ども・若者育成支援推進法	46
4. 地方青少年問題協議会法	54
5. 枚方市青少年問題協議会条例	58
6. 枚方市青少年問題協議会委員名簿	61
7. 枚方市子ども・若者育成計画改定の経緯	62

コラム

① 子ども・若者のみなさんやご家族が身近に相談できる場所がたくさんあります	28
② 市内にある相談窓口を分かりやすく紹介	29
～枚方市青少年サポートマップ・青少年サポートブック～	
③ 相談支援の例 1	31
④ ‘スモールステップで’ 社会とのつながりを築く～居場所支援「ひらば」～	32
⑤ 相談支援の例 2	33
⑥ 就労体験～地元企業の協力を得てステップアップ～	34
⑦ 一人ひとりに合った就労支援～北河内地域若者サポートステーション～	35
⑧ 相談支援の例 3	35
⑨ 学校に行きたくても行けない子どもたちの心の居場所	37
～適応指導教室「ルポ」～	
⑩ 相談支援の例 4	38
⑪ さまざまな進路の選択肢～通信制高校・サポート校～	39
⑫ 相談支援の例 5	41
⑬ 家族を社会全体で支えあう～枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会～	42
⑭ 複雑な背景に対応、連携のための顔の見える関係づくり	43
枚方市子ども・若者支援地域協議会（ひきこもり等地域支援ネットワーク会議）	

※「相談支援の例」は、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでの相談の流れがイメージしやすいようにまとめたものです。事例は、要旨を妨げない範囲で加工し、個人が特定されないよう配慮しました。

第1章 計画の改定にあたって

1. 計画改定の趣旨

本市では、子ども・若者のひきこもり・ニート等の対策を進めるため、平成24年6月に「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を、平成25年4月に「枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を設置しました。同年5月には、子ども・若者育成支援推進法に基づく「枚方市子ども・若者育成計画～ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けて～（以下、「現計画」という。）」を策定し、施策を推進してきました。

国においては、平成28年2月に、現計画を策定する際に参考にした「子ども・若者ビジョン」を廃止し、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が定められました。そこでは、子ども・若者の有する課題が複合性・複雑性を増していることや、それを踏まえた重層的な支援の充実が強調されています。

内閣府が、平成27年12月に行った「ひきこもり」に該当する子ども・若者の人数等を調査する「若者の生活に関する調査」によれば、ひきこもっている満15歳から満39歳までの子ども・若者の人数は、平成22年の調査時の69.6万人から54.1万人に減少したものの、特に年齢の高い層で、ひきこもりが長期化していることが指摘されています。

雇用情勢はこの間、有効求人倍率は大きく上昇し、完全失業率も低下しており、それは若年層の完全失業率にも反映していますが、若年層の完全失業率は依然、他の年代よりも相対的に高く、また、若年無業者（ニート）の数は、ここ数年減少傾向にあるものの、大きくは減っておらず、世代間の不均衡が解消されていないこともうかがえます。

このような情勢と、本市での4年間の支援の結果、ひきこもり等の子ども・若者の多くがまだ相談支援につながっていない実態や就労に向けた支援の充実など、顕在化してきた課題等を踏まえて改定を行い、子ども・若者のひきこもり・ニート等の対策を中心とした計画として平成30年度以降の施策・支援を展開するものです。

2. 計画の構成

子ども・若者のひきこもり・ニート等の対策を充実、推進するため、本計画においては、基本理念のもと、3つの基本方向と9つの施策目標及び19の施策の推進方向を定めます。

基本理念

子ども・若者の社会性を育み、自立を支援する

基本方向 I

困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化

基本方向 II

困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

基本方向 III

子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

※施策目標や取り組み内容については、第4章、第5章で詳しくまとめています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」、「大阪府子ども総合計画」および枚方市の上位計画である「枚方市総合計画」を踏まえて作成します。また、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」や「枚方市地域福祉計画」などの関連する計画と整合性を図りながら関連施策を総合的に推進します。

4. 計画の対象

本計画の対象は、主にひきこもり、若年無業者（ニート）、不登校状態の子ども・若者（※）で義務教育終了後（15歳）から30歳代までで、その家族も対象とします。なお、ひきこもり、若年無業者（ニート）、不登校として国が定めている定義は次のとおりで、本計画において使用する場合に準用します。

ひきこもり

さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念

＜厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より＞

① 狭義のひきこもり	・ 自室からほとんど出ない ・ 自室からは出るが、家からは出ない ・ ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける
② 準ひきこもり	ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
③ 広義のひきこもり	① + ②

＜内閣府「若者の生活に関する調査より」＞

若年無業者（ニート）

15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者＜厚生労働省＞

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの＜文部科学省＞

（※）子ども・若者の呼称・年齢区分は法令によってさまざまであることから、施策によって「青少年」、「児童生徒」等の用語を使用しています。

5. 計画の進行管理

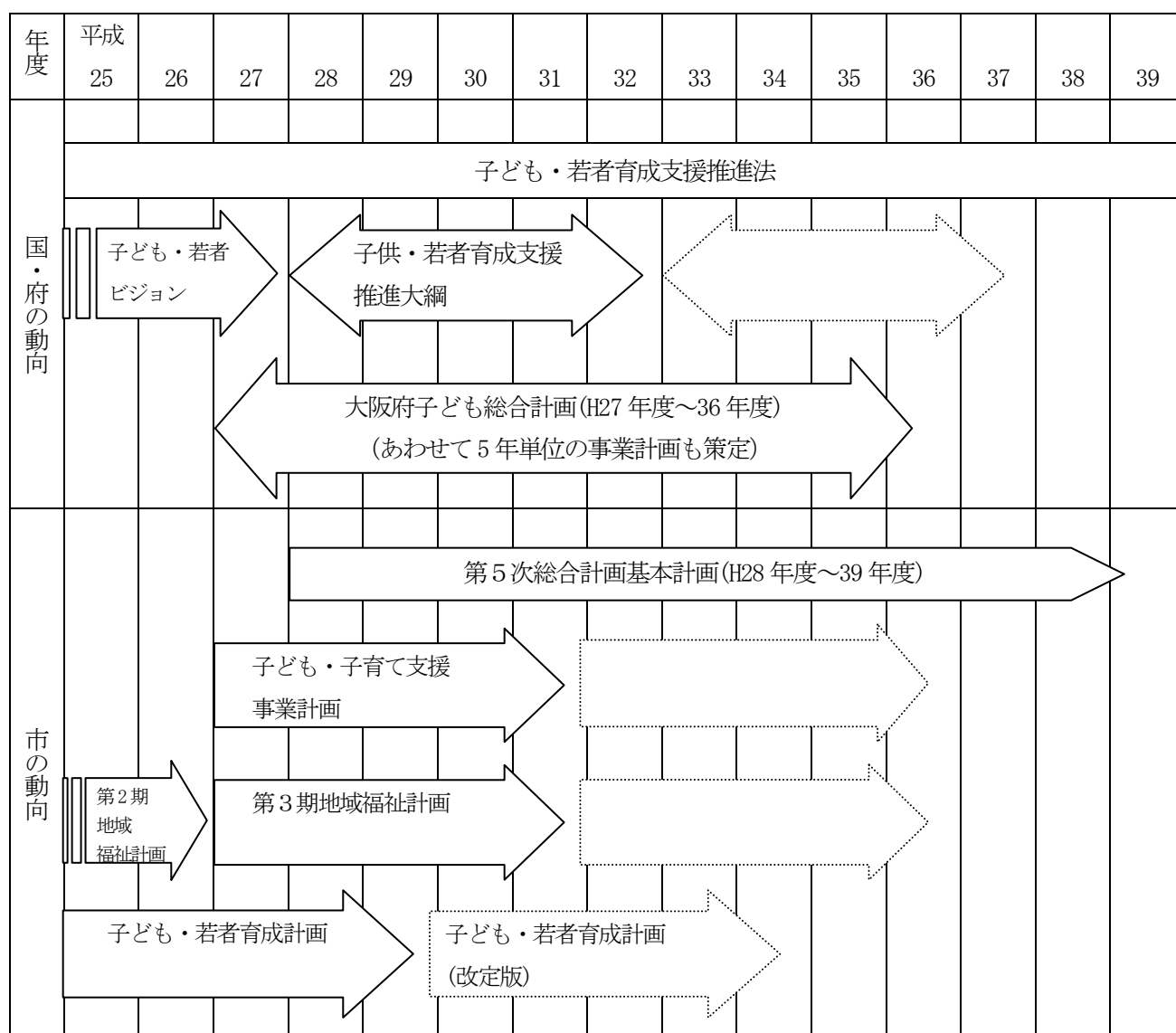
本計画の実効性を高め、相談・支援などに関する施策を推進するため、取り組み状況について、年度ごとに把握、点検を行います。また、市長の附属機関である「枚方市青少年問題協議会」において確認を行い、その内容を市ホームページに掲載するなどにより、市民に周知します。

また、今後の国・大阪府の「ひきこもり」を始め課題を有する子ども・若者に関する施策の動向を注視し、社会・経済情勢等に柔軟に対応しながら、施策の見直しを行っていきます。

6. 計画の期間

計画の期間は、「子供・若者育成支援推進大綱」が概ね5年を目途に見直しを行うとしていること、「大阪府子ども総合計画」の事業計画が5年の計画となっていることから、概ね5年で見直しを行います。

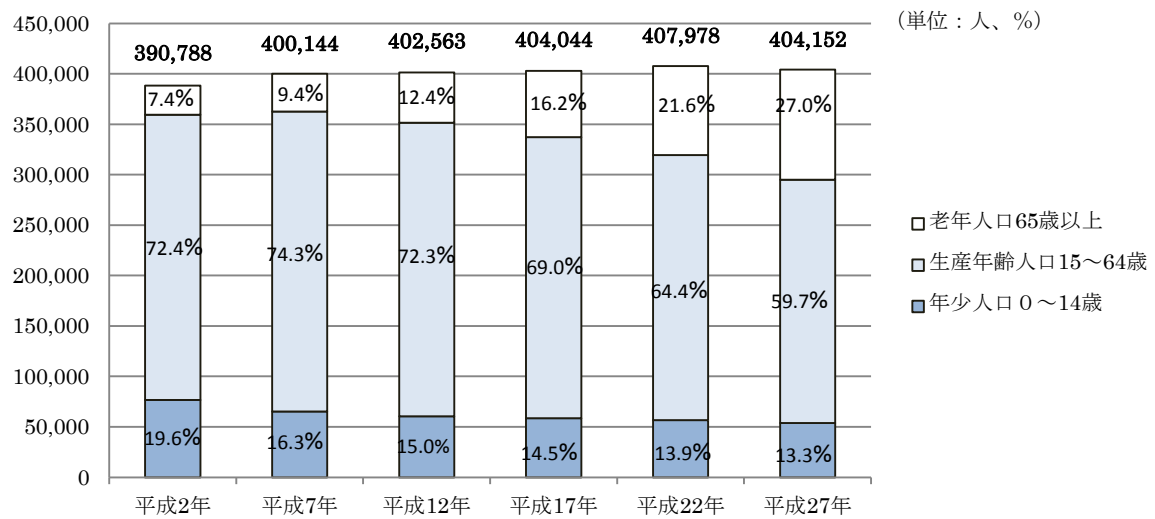
(参考) 子ども・若者育成支援推進法



第2章 子ども・若者を取り巻く状況

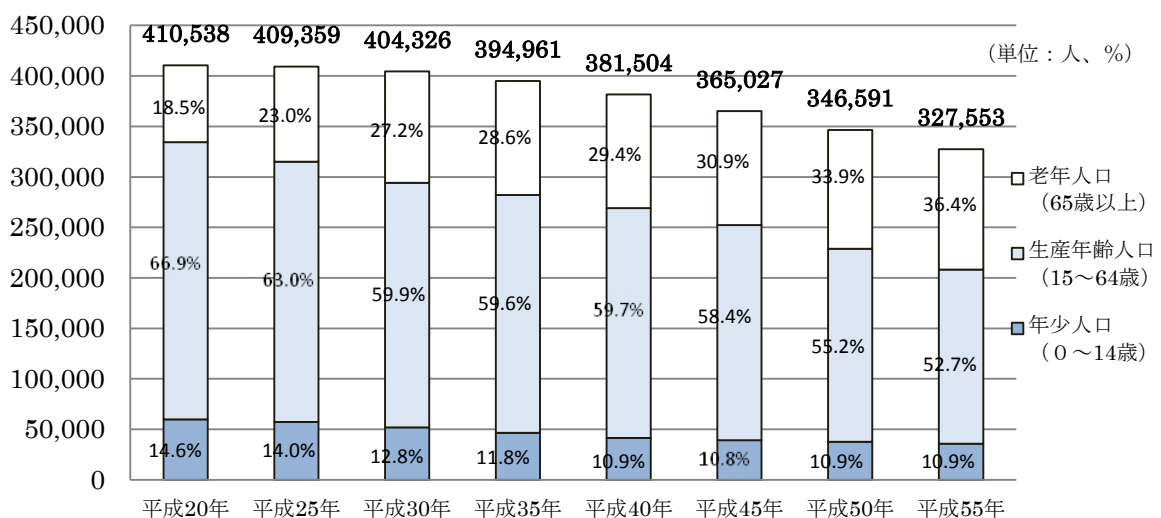
1. 人口の動向

【枚方市の総人口の推移（年齢3区分別）】



資料：平成 27 年国勢調査

【枚方市の人口推計結果（年齢3区分別人口推計比率）】

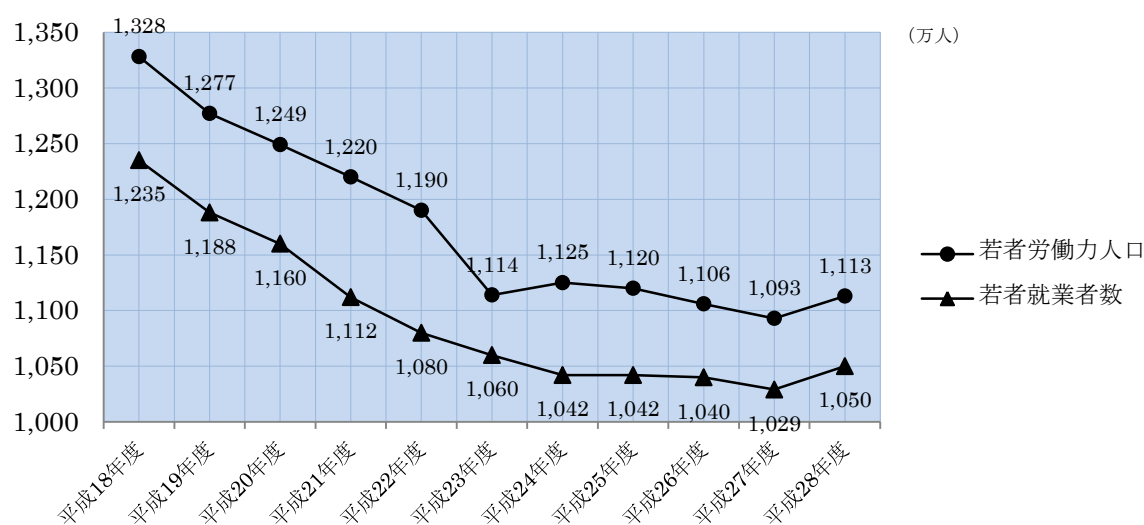


資料：枚方市人口推計調査報告書 平成 26 年 1 月

本市の人口については、平成 21 年をピークに減少に転じ、微減傾向が続いています。本市が行った将来人口推計では、平成 25 年から平成 55 年までに約 81,800 人の減少が予想されます。年齢階層別では、年少人口及び生産年齢人口は減り続ける一方で、老年人口の比率は、平成 25 年では 23.0%ですが、平成 45 年には 30%を超え、少子高齢化がさらに進んでいくことが見込まれます。

2. 就労等の状況

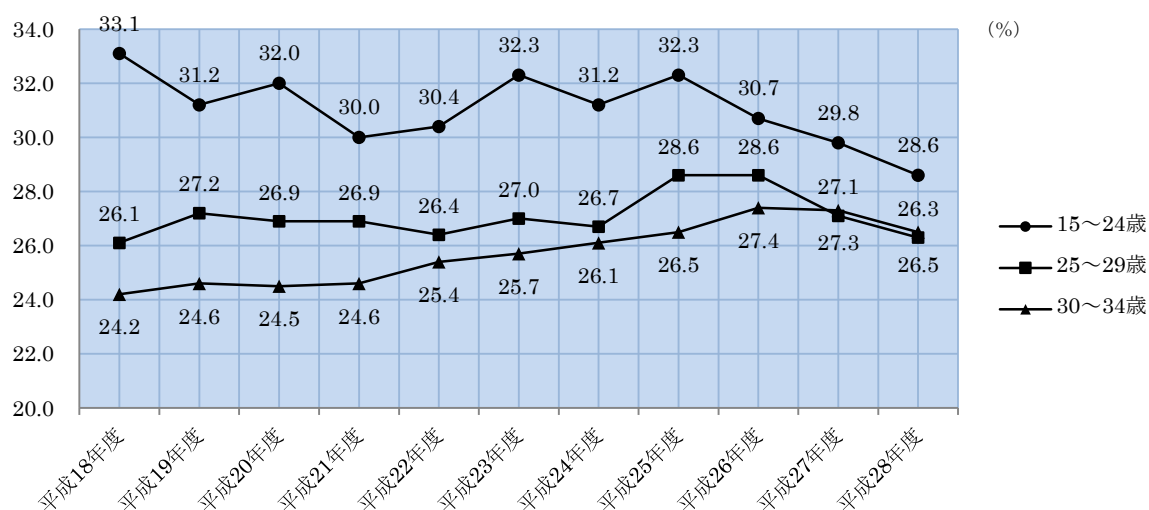
【全国の若者労働力人口等の推移】



資料：総務省「労働力調査」

労働力人口とは、15歳以上の就業者と完全失業者をあわせた数値です。このうち、若者の労働力人口（15歳～29歳）は就業者数とあわせて減少傾向にあったが、平成23年度以降は横ばいで推移しています。

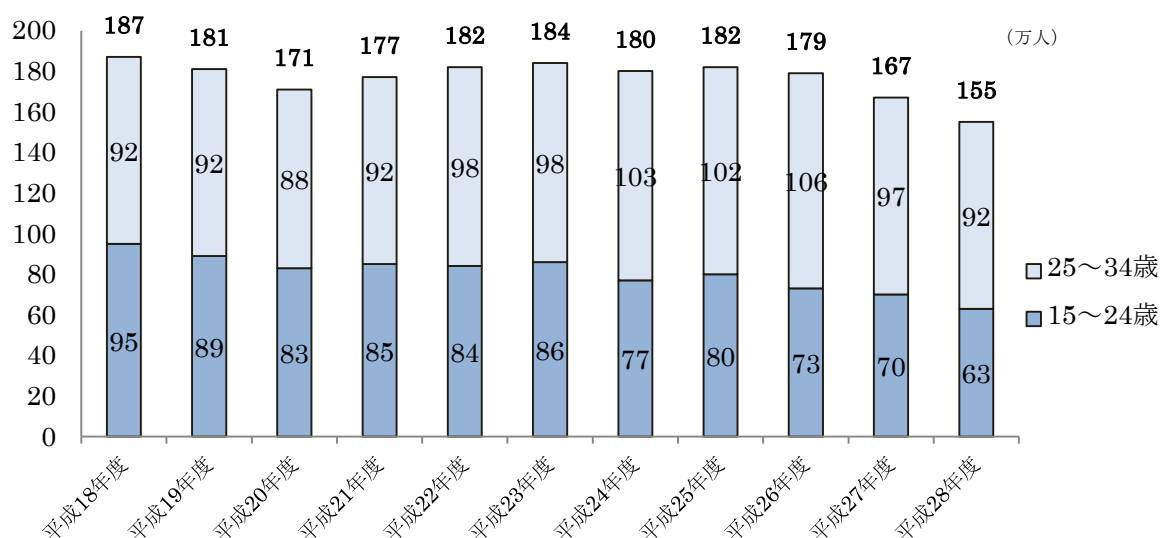
【全国の若者の正規職員等以外（非正規職員等）の雇用者比率の推移】



資料：総務省「労働力調査」年平均により内閣府が作成

若者の雇用者（役員を除く）に占める非正規職員等の割合は、平成18年以降、いずれの年代においても横ばいで推移してきましたが、平成26年以降の15～24歳の年代においては、その割合が減少している傾向にあります。

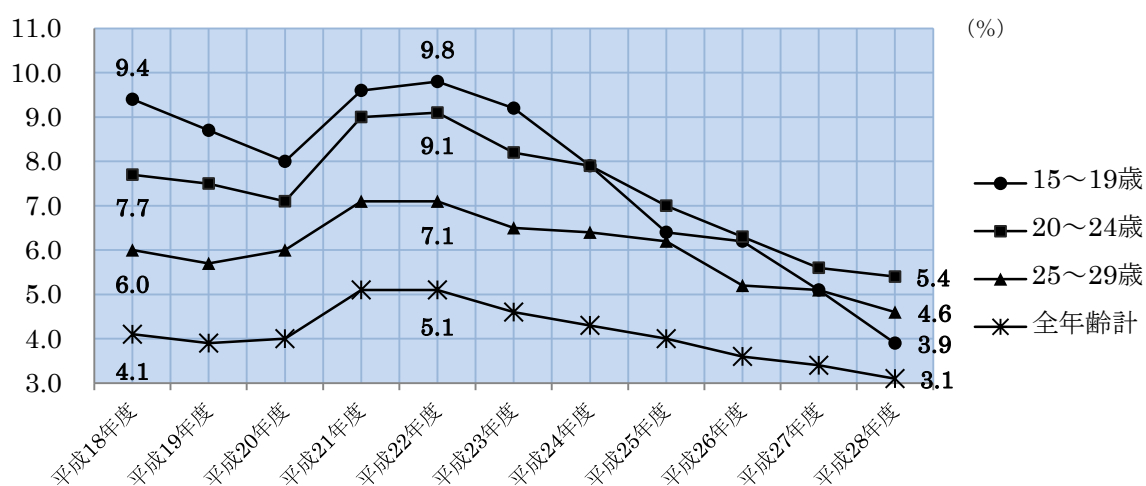
【全国のフリーターの人数の推移】



資料：総務省「労働力調査」

フリーターとは15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業者のうち、探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等をしていない者です。フリーターの人数の推移としては、平成18年以降、おおむね横ばいで推移していたのが、平成26年より減少傾向にあり、平成28年は155万人となっています。

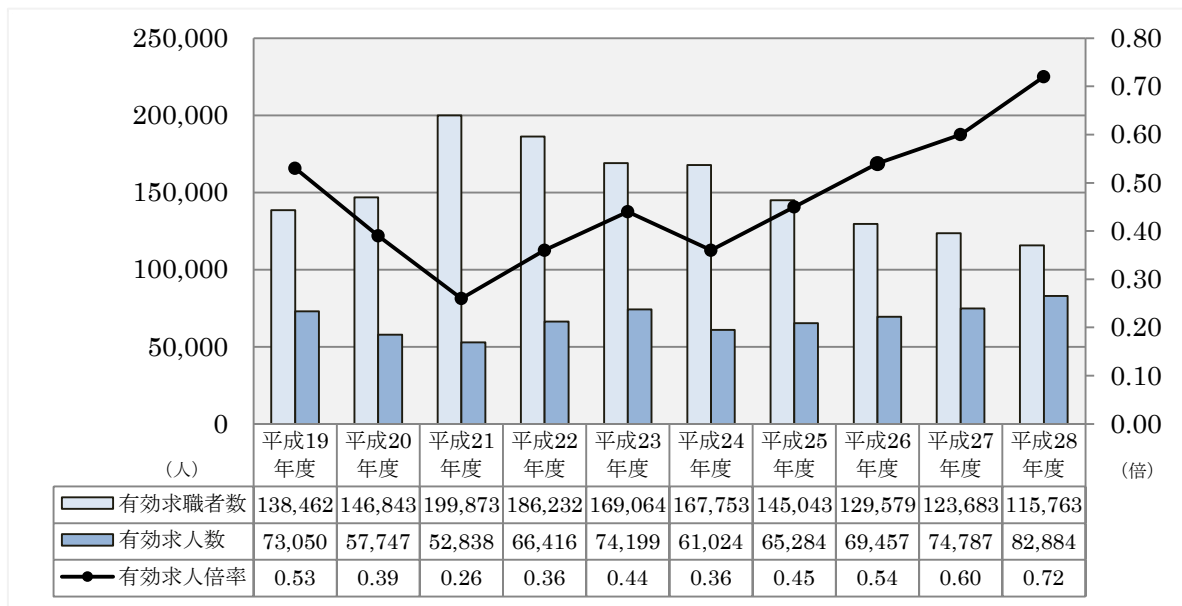
【全国の若者失業率の推移】



資料：総務省「労働力調査」

若者失業率については、平成23年以降、全体平均と共に若年層の失業率も低下傾向にあります。特に15～19歳における値が急速に低下しています。

【枚方市の有効求人・有効求職・有効求人倍率の推移（年間計）】

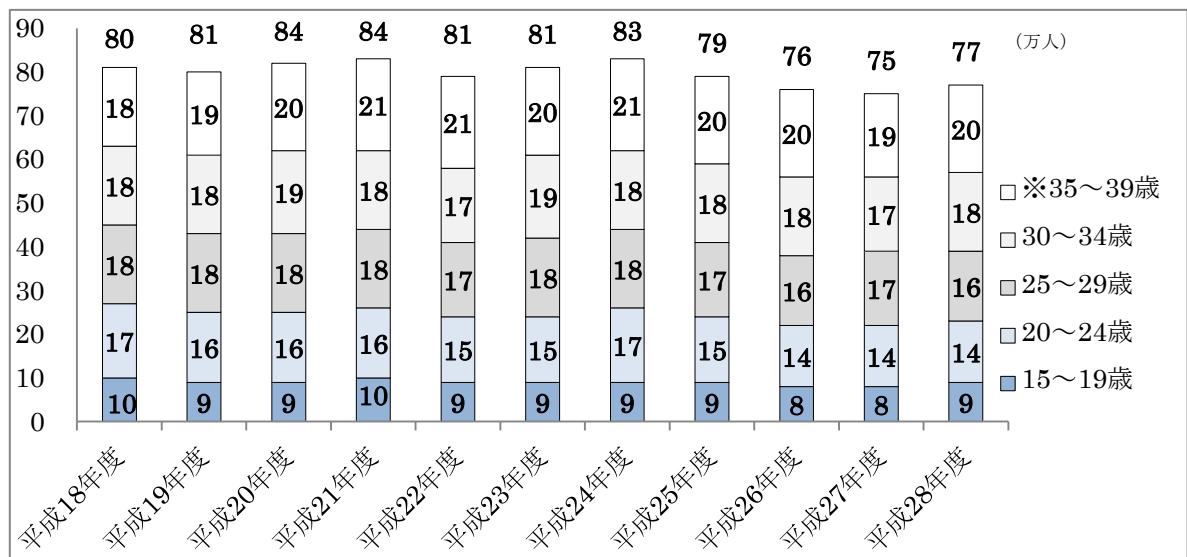


資料：ハローワーク枚方 業務概況

ハローワーク枚方管内の有効求職者数は、平成21年以降減少傾向にあります。また有効求人数及び有効求人倍率は平成24年以降増加傾向にあります。

3. 若者無業者（ニート）、ひきこもり、不登校等の状況

【全国の若者無業者（ニート）数の推移】



※ニートの定義の中には35～39歳は含まれない。参考値として紹介されている。

資料：総務省「労働力調査」

※それぞれの内訳については千人単位を四捨五入しているため合計と一致しない。

若年無業者（ニート）は、いずれの年代も大幅な減少・増加は見られず、ほぼ横ばいの状態が続いています。

【ひきこもりの推計値】

◎平成 27 年度調査

有効回答率に 占める割合 (%)	枚方市の推計値(人)※ 【() 内は全国の推計値】
------------------------	-------------------------------

自室からは出るが、家からは出ない。又は自室からはほとんど出ない	0.16	170(5.5 万)	狭義の ひきこもり 542 (17.6 万)
ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける	0.35	372(12.1 万)	

ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事 のときだけ外出する	1.06	準ひきこもり 1,126(36.5 万)
-----------------------------------	------	-------------------------

計

1.57

広義のひきこもり
1,668(54.1 万)

枚方市の 15～39 歳の総数は 106,269 人(平成 29 年 4 月 1 日住民基本台帳)に左記割合を乗じて算出

資料：内閣府「若者の生活に関する調査」

狭義のひきこもりと準ひきこもりを足した広義のひきこもりは全国でおよそ 54 万人、枚方市においては 1,668 人いることが推定されます。また平成 22 年度調査と同様、出現率から推計すると 100 人のうち 1～2 名のひきこもり状態の子ども・若者がいることとなります。

◎平成 22 年度調査

有効回答率に 占める割合 (%)	枚方市の推計値(人)※ 【() 内は全国の推計値】
------------------------	-------------------------------

自室からはほとんど出ない	0.12	143(4.7 万)	狭義の ひきこもり 727 (23.6 万)
自室からは出るが家からは出ない	0.09	107(3.5 万)	
ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける	0.40	477(15.3 万)	

ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事 のときだけ外出する	1.19	準ひきこもり 1,420(46 万)
-----------------------------------	------	-----------------------

計

1.79

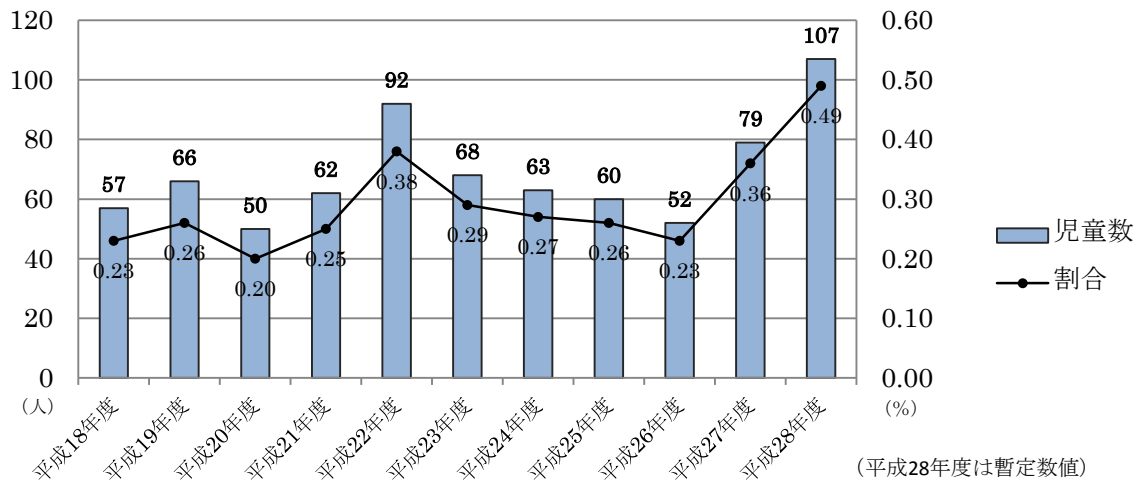
広義のひきこもり
2,136(69.6 万)

枚方市の 15～39 歳の総数 119,348 人(平成 25 年 1 月 1 日住民基本台帳)に左記割合を乗じて算出

資料：内閣府「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」

【枚方市及び大阪府の不登校児童・生徒数の推移】

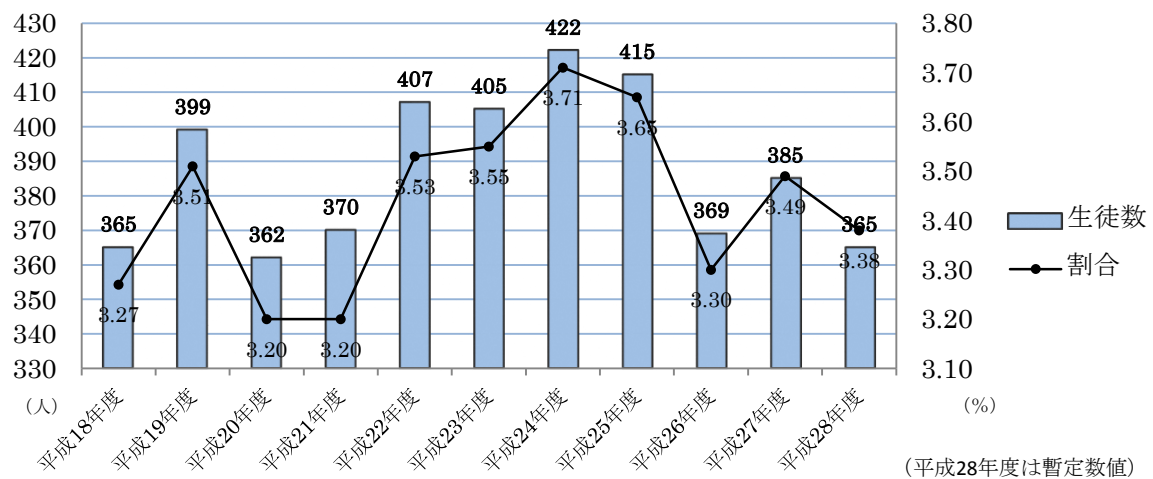
◎小学校



資料：市児童生徒支援室

枚方市の公立小学校 45 校の不登校児童数とその割合は、平成 22 年度以降、横ばいで推移していましたが、平成 27 年より増加している傾向にあります。平成 28 年度の不登校児童数は 107 人で、1 校あたりに平均すると 2.4 人となっています。

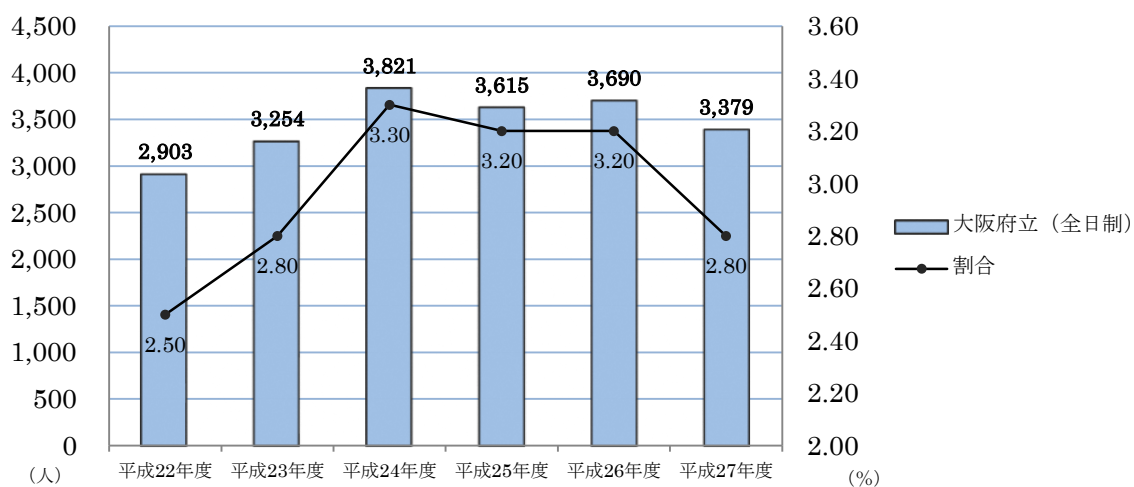
◎中学校



資料：市児童生徒支援室

枚方市の公立中学校 19 校の不登校生徒数の割合は近年減少傾向にあります。平成 28 年の不登校生徒数は 365 人で、1 校あたりで平均すると 19.2 人となっています。

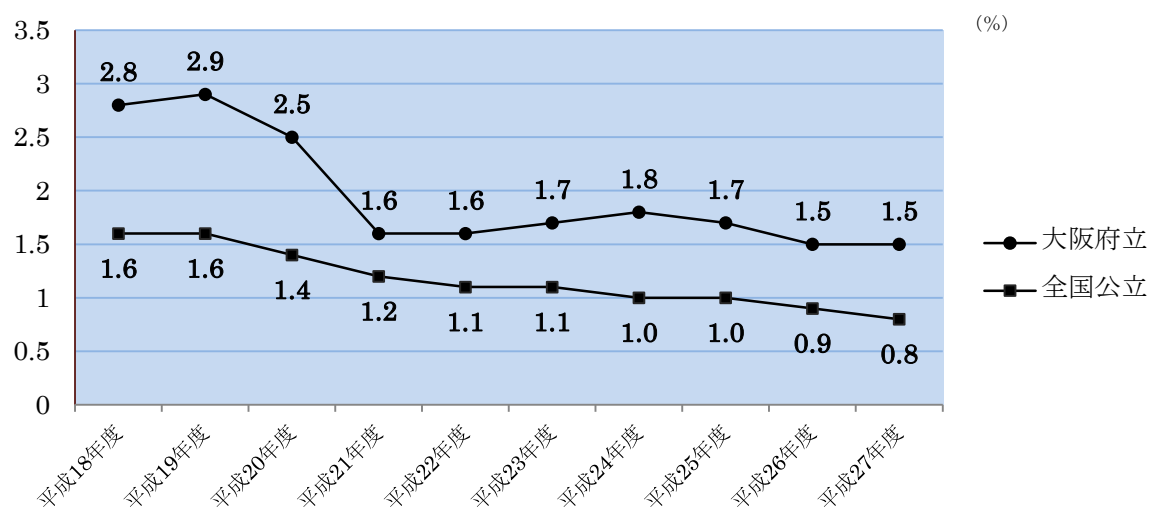
◎高等学校（大阪府立全日制高等学校）



資料：大阪府 府立高等学校（全日制の課程）における中途退学及び不登校の状況

大阪府立高等学校（全日制課程）の不登校生徒数及び割合は、近年増加傾向にあったが、平成24年度をピークに徐々に減少傾向にあります。

《参考：高等学校（全日制）の中途退学の状況》



資料：府立高等学校の将来像検討報告書

大阪府の高等学校の中途退学の割合は、全国・大阪府ともに近年は横ばい傾向にありますが、大阪府と全国の割合を比較すると大阪府の高い状況が続いています。

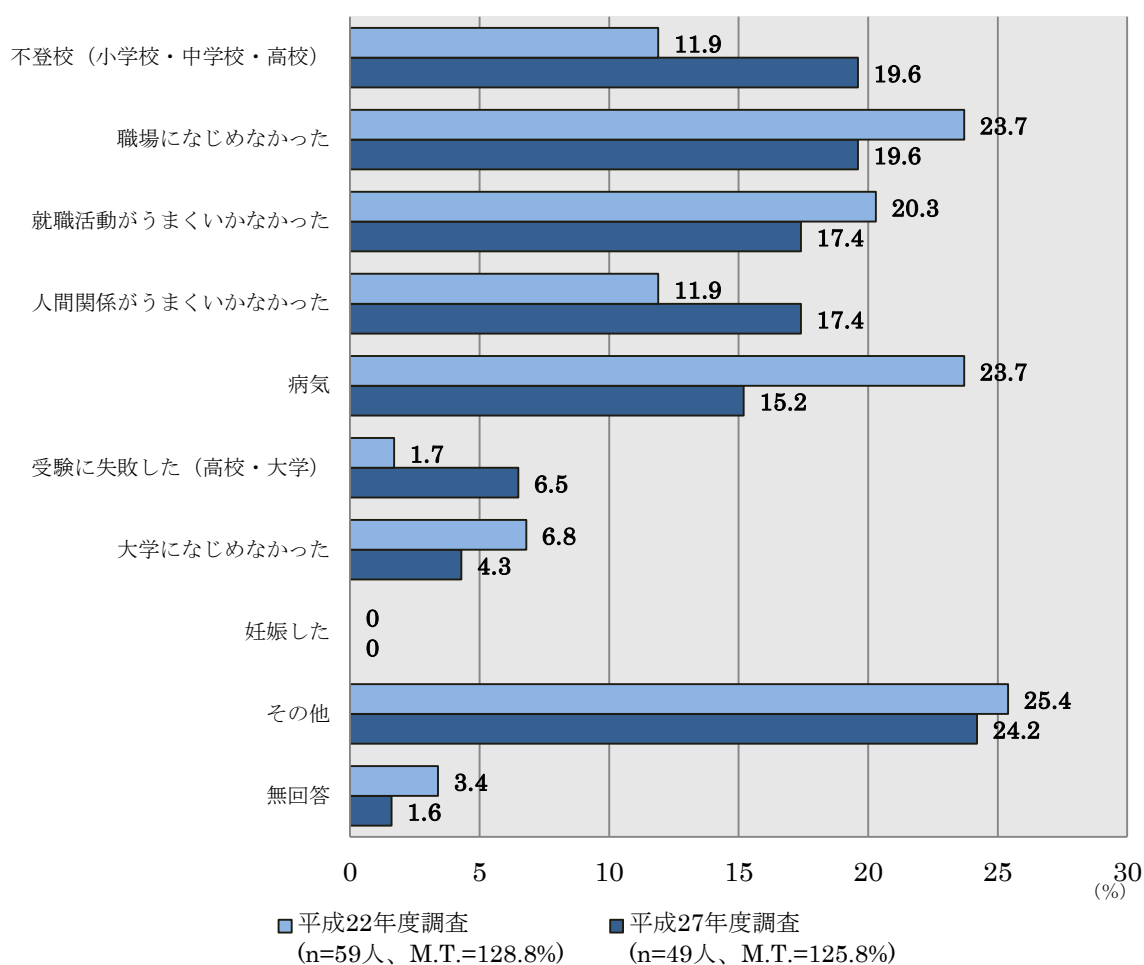
4. 調査等からみるひきこもり等に関する実態について

(1) 内閣府「若者の生活に関する調査」(平成27年12月実施)

内閣府が平成27年度に全国の市区町村に居住する満15歳から満39歳の者の5,000人と同居する成人家族を対象に層化二段無作為抽出法により実施。調査方法は、調査員による訪問留置・訪問回収。有効回収数(率) 本人 3,115人(62.3%)。このうち「広義のひきこもり」に該当する者、平成27年度(49人)の回答を引用。また参考に平成22年度(59人)の回答も併記。

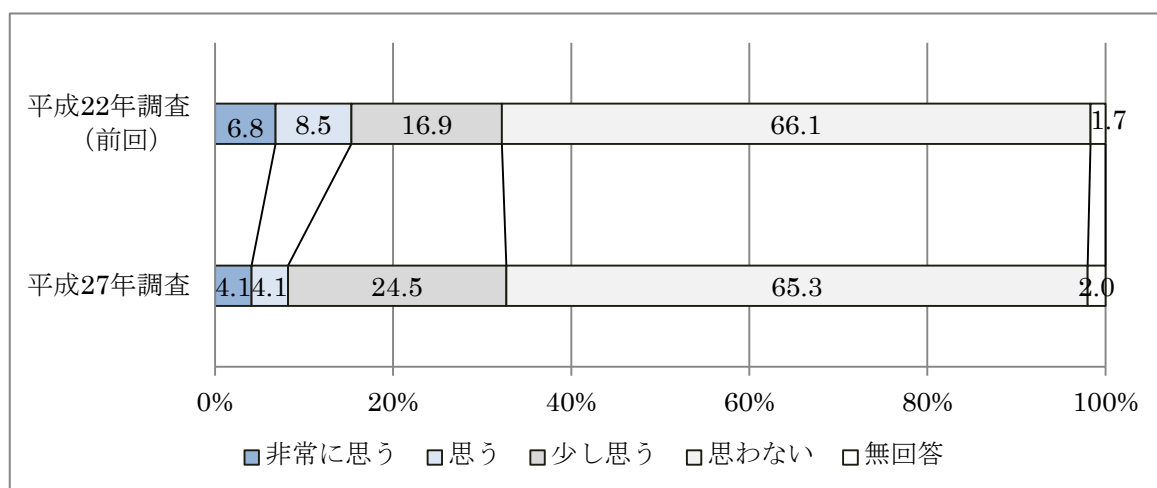
(注) nは回答者数、M.T.は複数回答の質問において回答数の合計を回答者数(n)で割った比率

【現在の状況になったきっかけ】



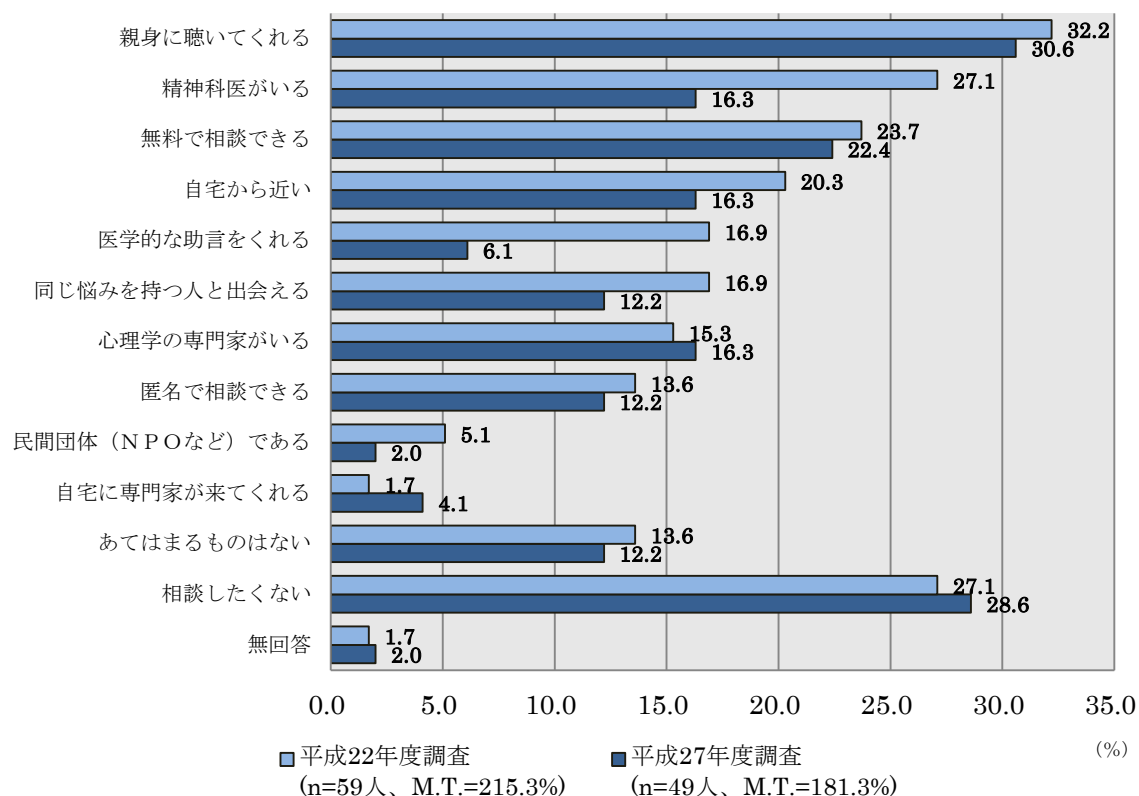
現在の状況(広義のひきこもり)になったきっかけは、前回調査と比較すると「職場になじめなかった」、「病気」が減少し、「不登校」、「人間関係がうまくいかなかった」が増加しています。

【関係機関への相談希望】



関係機関への相談希望としては、前回調査と比較し「少し思う」が増加しています。しかし前回同様、「思わない」が65.3%で一番多くなっています。

【どの機関なら相談したいか】



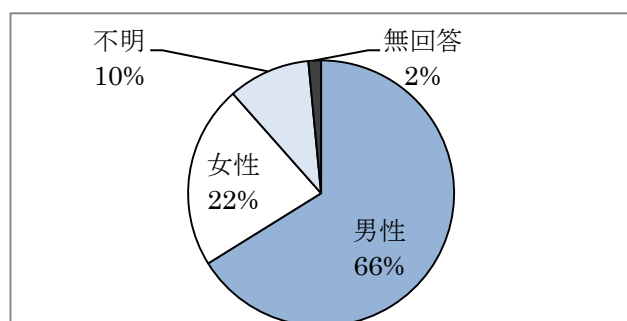
どの機関なら相談したいかについては、「親身に聴いてくれる」が30.6%で前回同様一番多くなっています。また「精神科医がいる」、「医学的な助言をくれる」が前回と比較し、減少しています。

(2) 大阪府「ひきこもりに関するアンケート調査」(平成 29 年 5 月実施)

大阪府が、平成 29 年度に府内の民生委員・児童委員を対象に実施。調査方法は、市の民生委員・児童委員協議会事務局から配布、郵送により回収。枚方市分／487 部配布。450 部回収。回収率 92.4%。

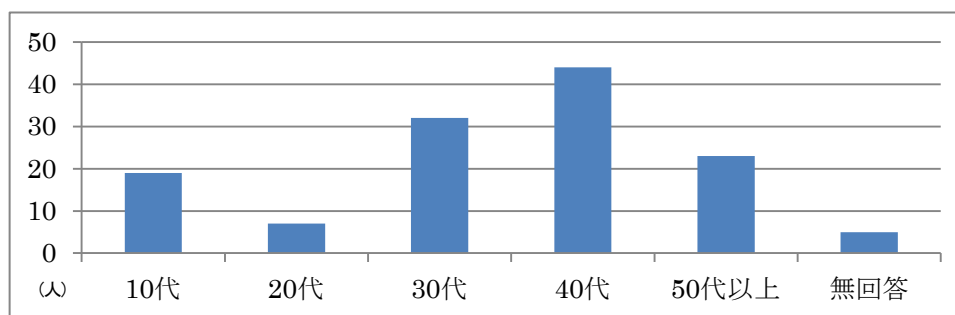
概ね 15 歳から 39 歳までの方で、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と交流をほとんどせずに、①6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方 ②時々買い物などで外出することもある方、40 歳以上であるが、概ね 15 歳から 39 歳までの間に、①②のいずれかに該当する状態になり現在にいたる方 130 人を「ひきこもり」とし、府から調査結果の提供を受け、本市で統計・分析を実施。

【該当者の性別 (130 人)】



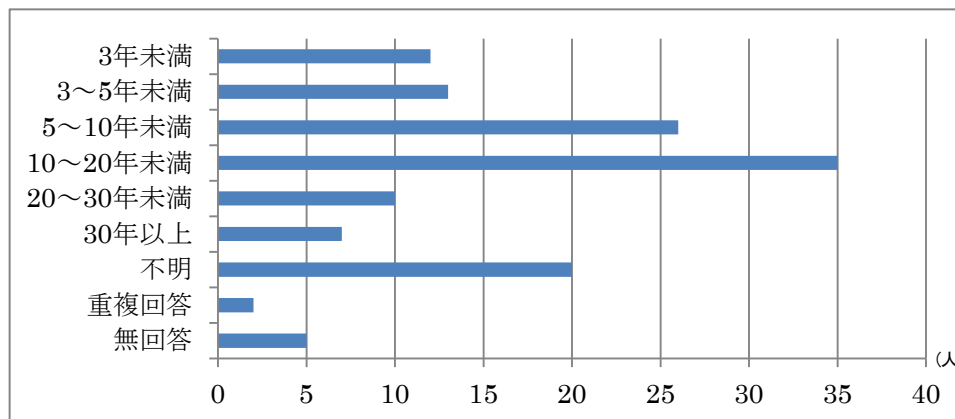
男性が約 3 分の 2 であり、他で行われた調査と同じ傾向を示しています。

【該当者の年齢 (130 人)】



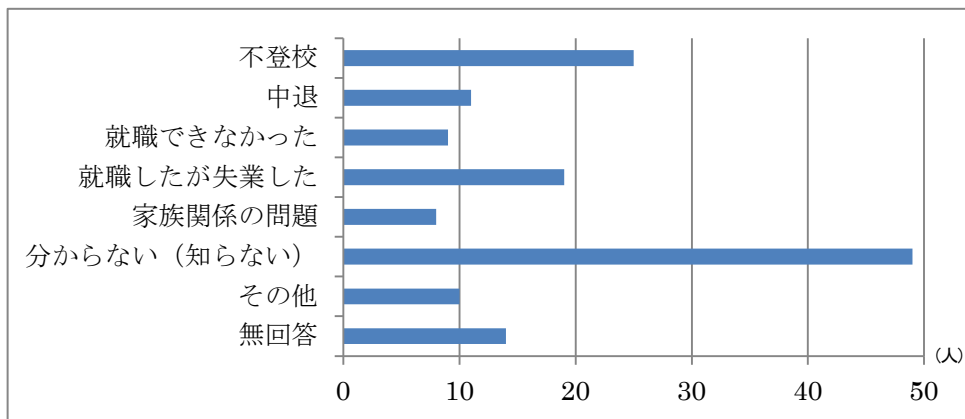
40 代が最も多く、50 代以上を含めると半数を超えていて、高年齢化が伺えます。

【ひきこもっている期間 (130 人)】



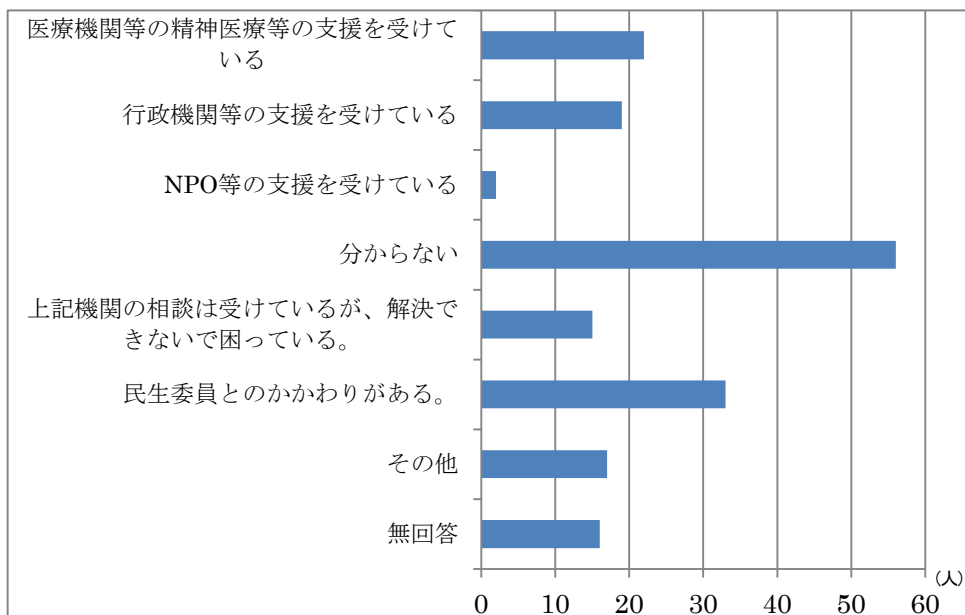
10 年以上ひきこもっている人が最も多く、長期化を示す結果となっています。

【ひきこもりなどにいたった経緯（複数回答として集計）（130人）】



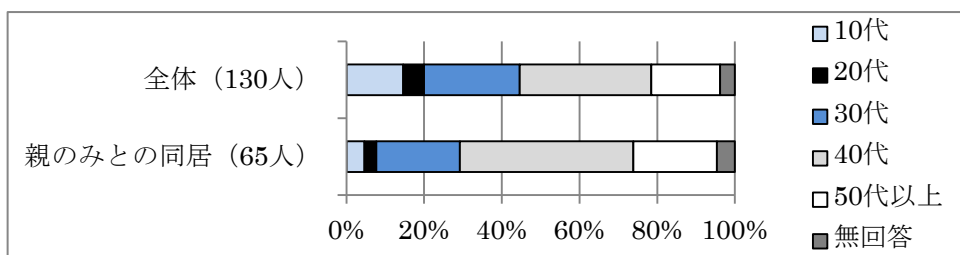
「不登校」や「中退」が多かったが、「就職できなかった」「就職したが失業した」も一定数ありました。また、自由記述欄の中にも、職場でうまくいかなかったとするものが何件かありました。

【該当者への支援の状況（複数回答可）（130人）】



民生委員とのかかわりがある該当者は33人で、約25%の方が、民生委員と何らかの形でかかわりを持っていることが分かります。

【全体と親のみとの同居の世帯との該当者の年齢構成（クロス集計）】



親のみとの同居世帯での該当者の年齢が、全体より高くなっています。

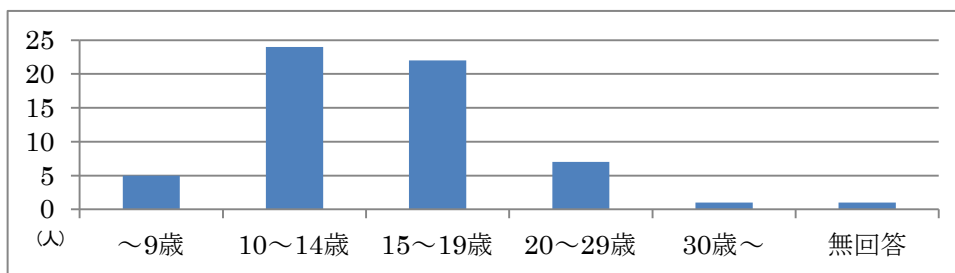
(3) 枚方市「ひきこもり・不登校等に関するアンケート調査」(平成 29 年 7 月実施)

枚方市内で活動するひきこもり・不登校の子どもを持つ、4つの家族会会員(市外会員も含む)を対象に実施。調査方法は、枚方市ひきこもり家族会連絡会から配布、郵送回収。

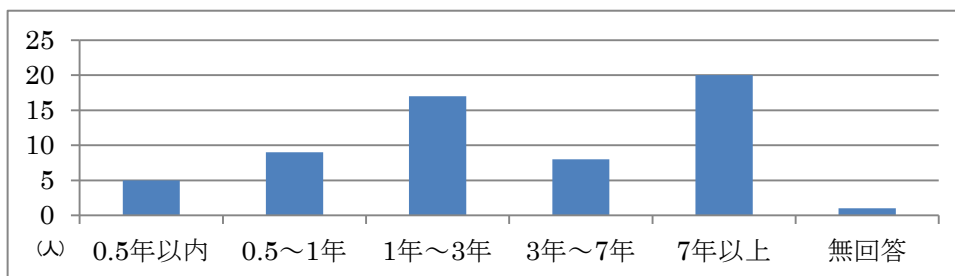
175 部配布。60 部回収。回収率 34.3%。

①子ども(当事者)・家族について

【子どもがひきこもり始めた年齢 (60 人)】

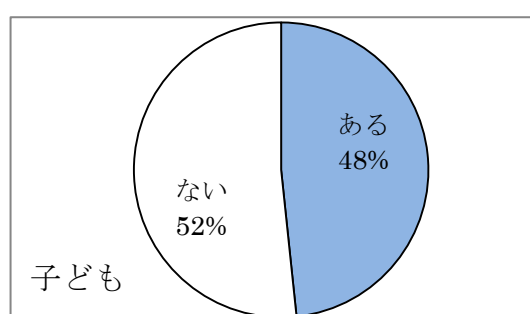
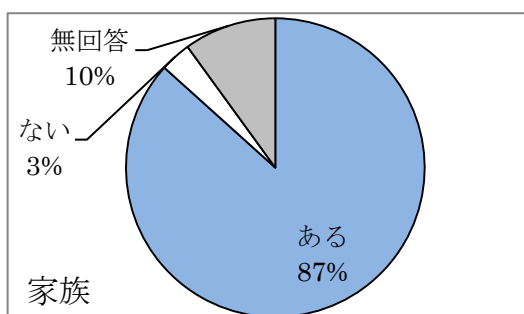


【ひきこもった状態となった期間 (60 人)】

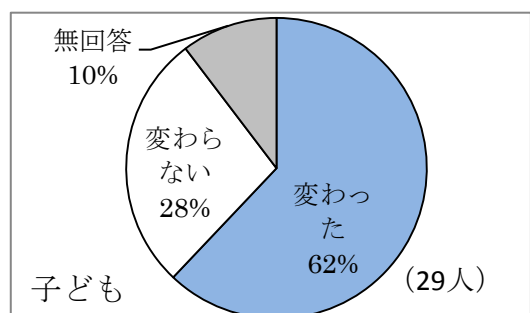
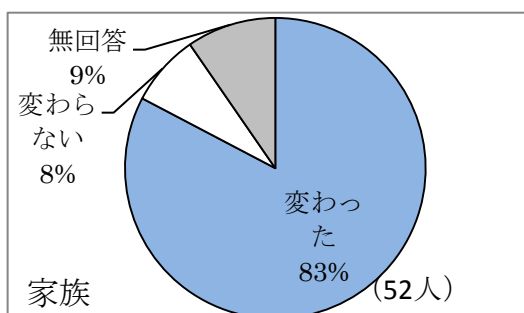


ほとんどが、10代でひきこもり始めており、3分の1が7年以上ひきこもっています。

【ひきこもった時期での相談の有無 (60 人)】

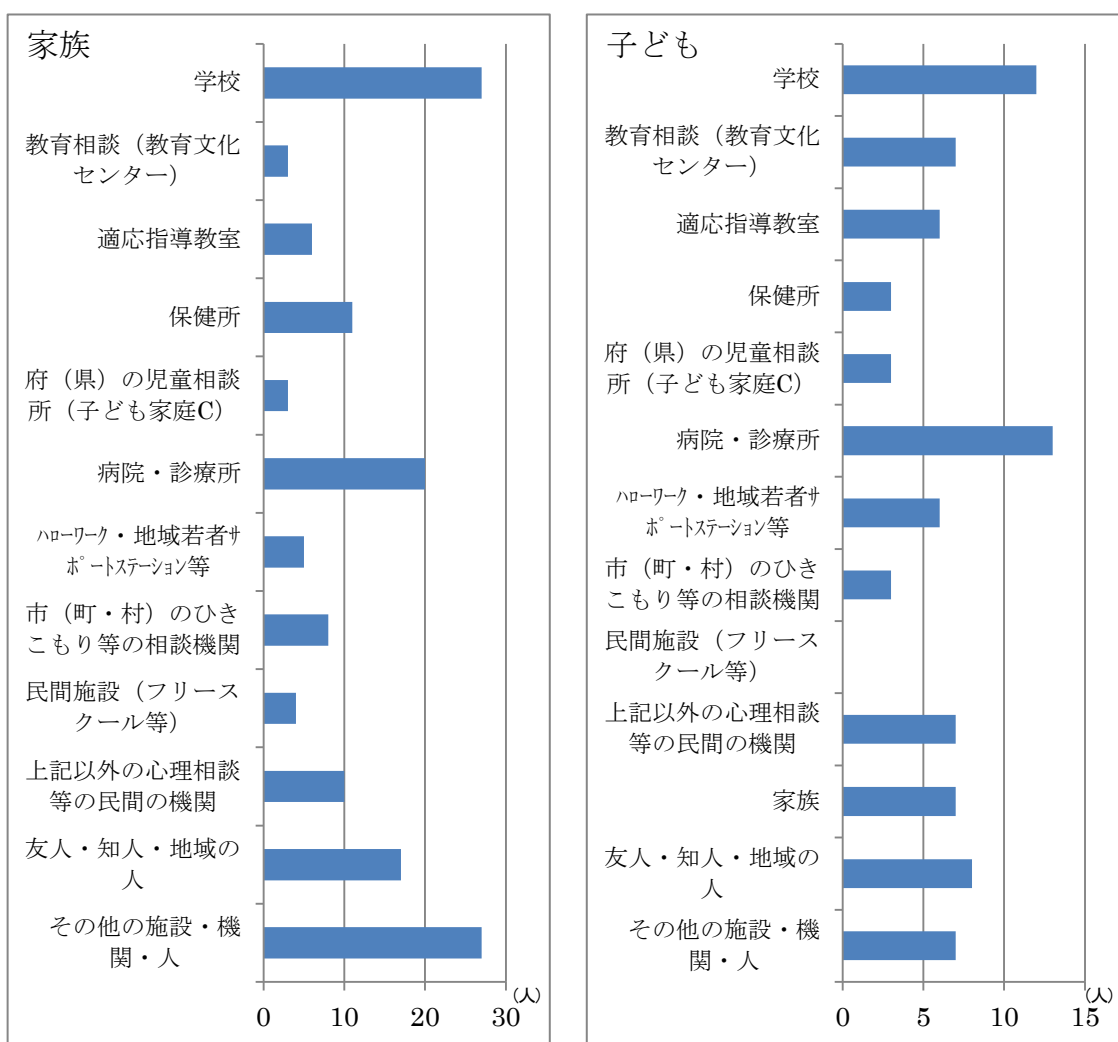


【相談機関につながった結果、変化の有無 (相談機関につながった人のみを集計)】



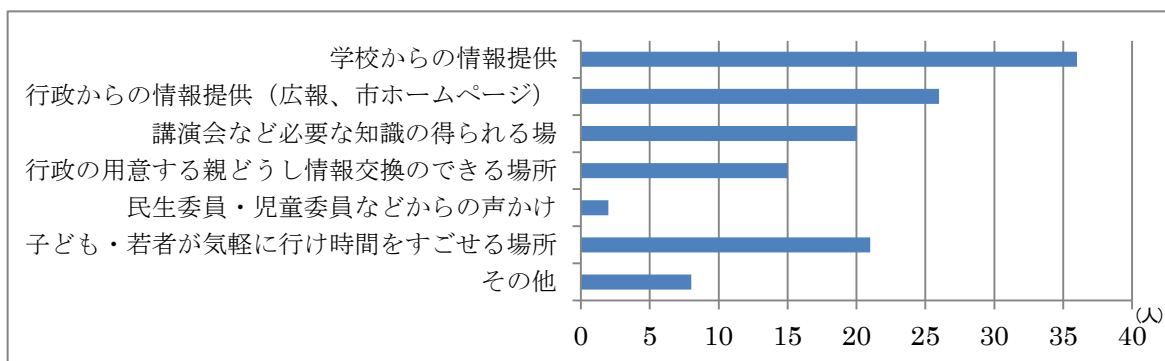
家族は、80%以上が相談機関や人に相談を行っており、その結果、多くの方が変化を自覚しています。子どもは、約半数しか相談できておらず、変化も60%程度となっています。

【相談先の機関や人（複数回答可） （60人）】



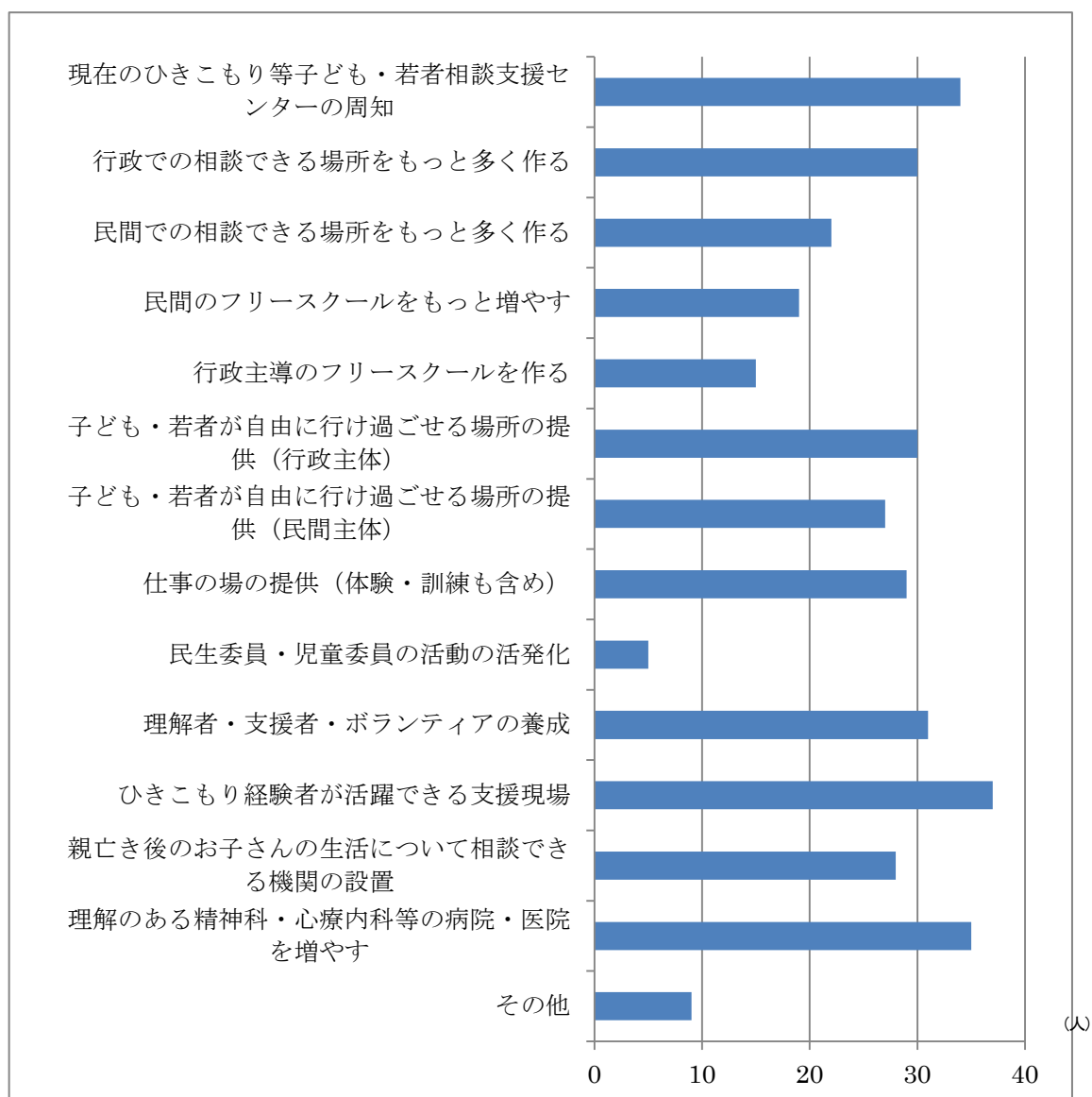
学校や病院・診療所に相談している人が多く、特に適応指導教室等、学校を含める教育委員会関係が相談先としては最も多い結果となっています。また、民間の相談機関や友人・知人・地域の人など公的な相談機関以外への相談が目立つ一方で、児童相談所や市のひきこもり相談などの教育委員会以外の公的な相談機関への相談は少ない結果です。

【相談機関につながるまでにあつたらよかった施策やはたらきかけ（複数回答可） （60人）】



学校からの情報提供が、最も求められていたことが分かります。また、行政からの情報提供についても求められています。

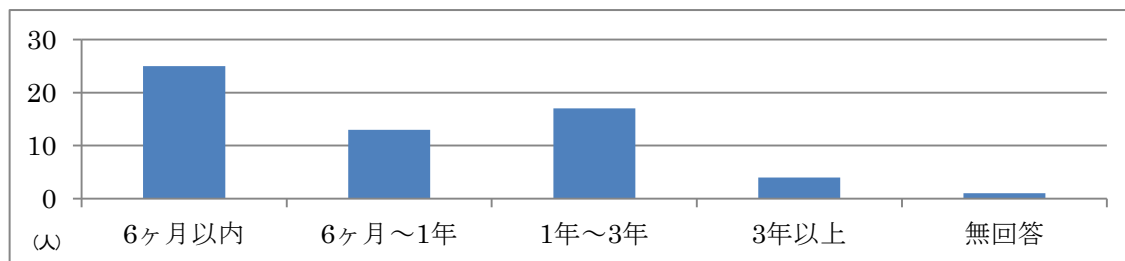
【今後、期待できる施策等（複数回答可） （60 人）】



行政や民間を含めた多様な取り組みが期待されていますが、全体的には、当事者や体験者が過ごせる場の提供（仕事も含めて）が多く求められています。

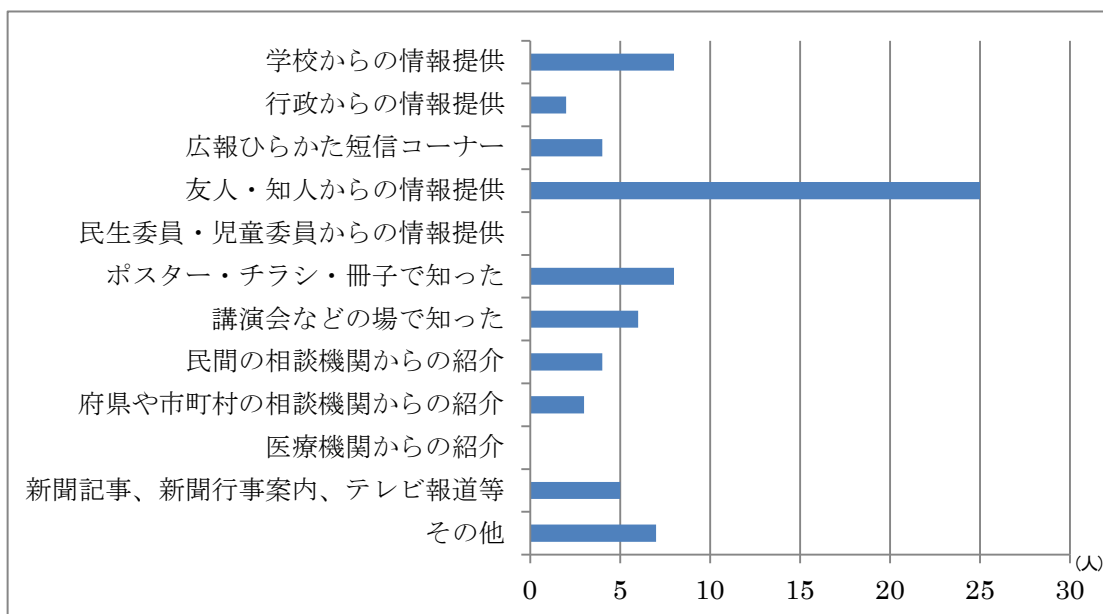
②家族会について

【子どもがひきこもってから家族会につながるまでの期間 （60 人）】



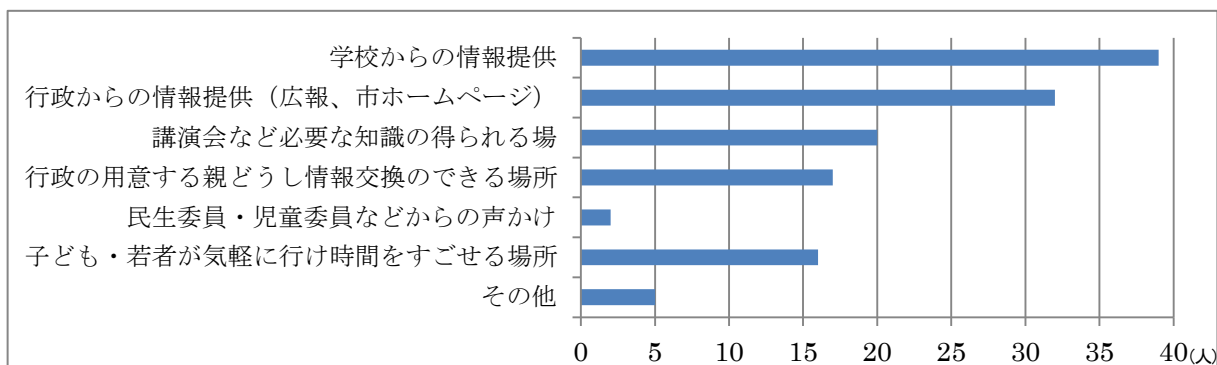
半数以上の家族が、子どもがひきこもってから1年以内に家族会とつながっています。

【家族会につながったきっかけ（複数回答可） （60 人）】



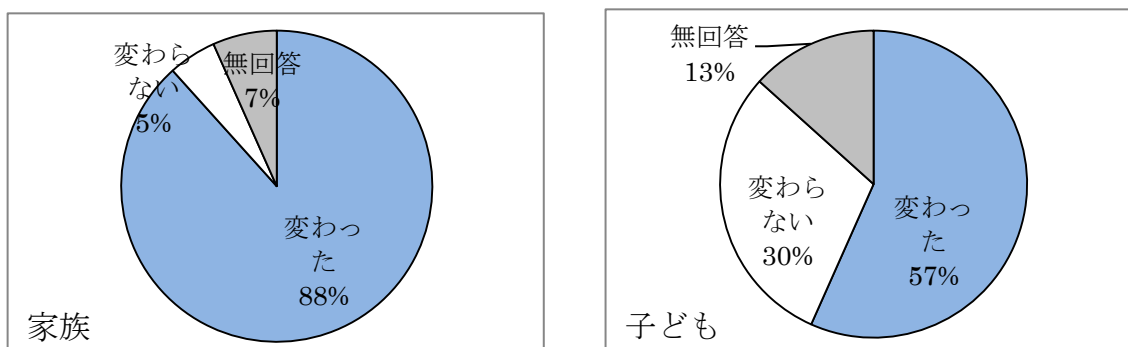
多くが、友人・知人などから情報を得ています。一方で、行政や民生委員などの公的な機関から情報があまり提供されていないことが分かります。

【家族会につながるまでにあつたらよかった施策やはたらきかけ（複数回答可） （60 人）】



相談機関につながるまでと同じく、学校や行政への期待の高さが伺えます。

【家族会につながった結果、子どもや家族の変化 （60 人）】



ほとんどの家族が、家族会につながることによって変わったことを自覚しています。

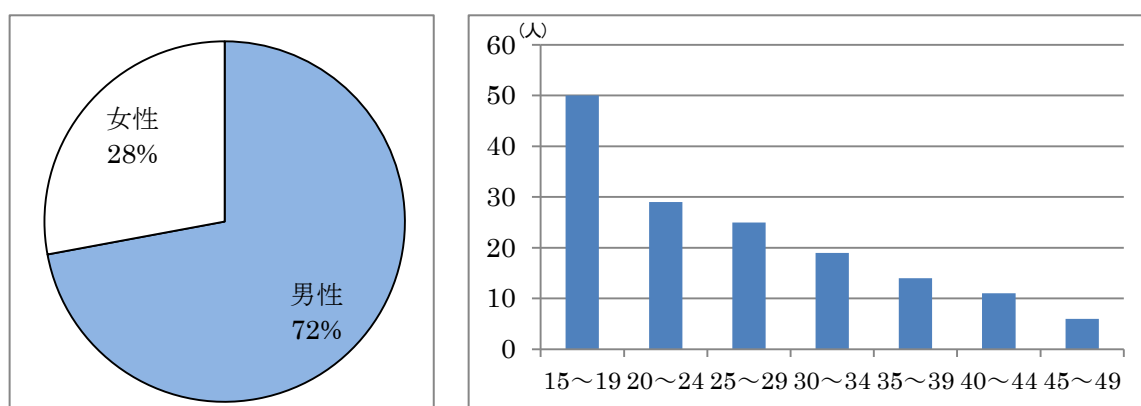
(4) 枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの活動からみえる現状

平成 25 年 4 月から「枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」において対応した、さまざまな相談事例の集計・分析を行いました。その結果は、次のとおりとなっています。

現在も相談支援を継続している 134 ケースと、終結もしくは中断しているケースから無作為抽出した 50 ケースについて記録で内容を確認しました。そのうち、相談開始時点で「広義のひきこもり」であると判断できた 154 人について、分析を行いました。

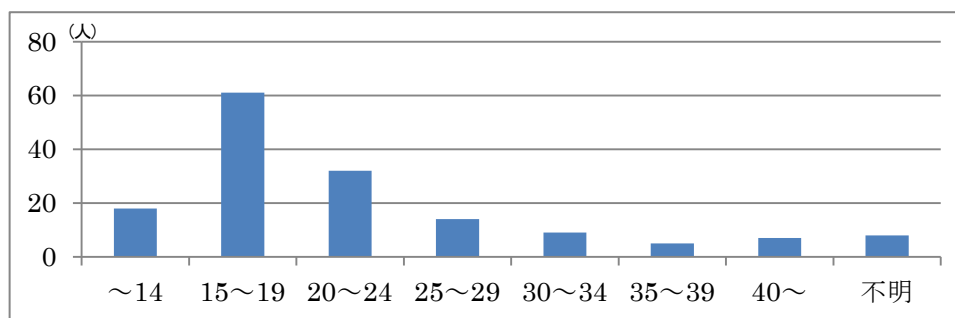
また、終結・中断している 163 人についても、その理由について確認し集計を行いました。

【男女の数、比率と相談時の年齢 (154 人)】

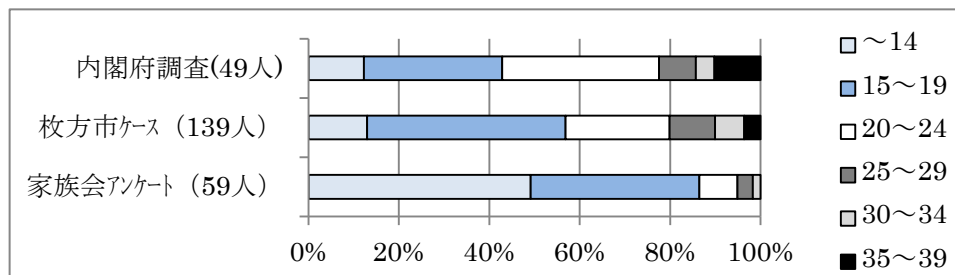


男女の比率は、他の調査と大きくは変わりません。相談時の年齢は、10 代、20 代が非常に多く、内閣府の「若者の生活に関する調査」や大阪府の民生委員を通じたアンケート調査と比べて大きく異なります。

【ひきこもったときの年齢 (154 人)】

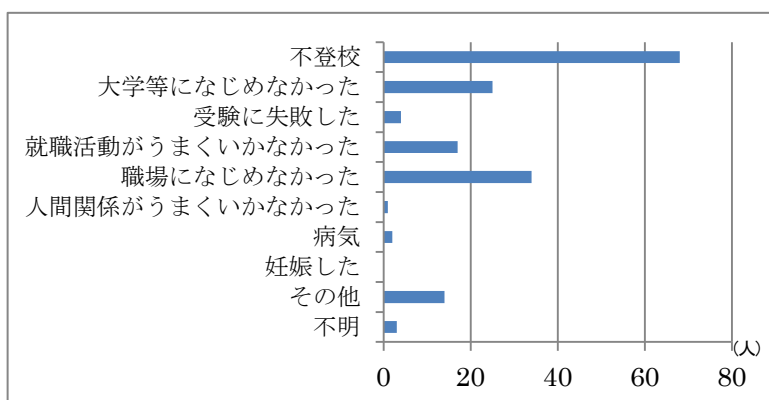


【内閣府調査・家族会アンケートとの比較】

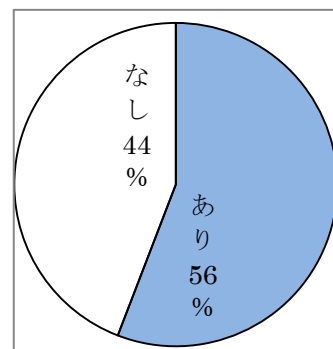


ひきこもったときの年齢は、枚方市のケースでは、10 代後半が大きな割合を占めています。平成 27 年度の内閣府の調査と比較しても、10 代でひきこもっている方が多いことが分かります。一方で家族会アンケートでは、10 代前半からのひきこもりが際立って多いことが分かります。

【ひきこもったきっかけ (154 人)】

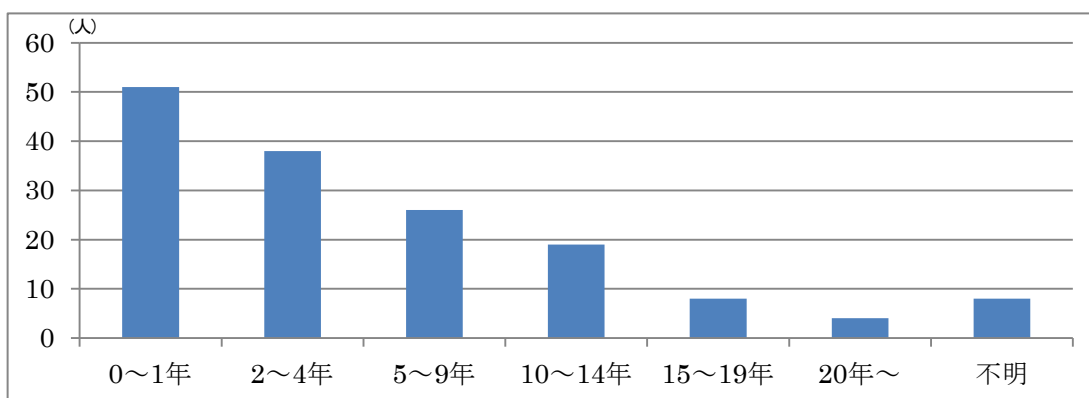


【不登校の経験の有無 (154 人)】



不登校からのひきこもりが最も多く、「職場になじめなかった」が次に多い結果となっています。平成 27 年度の内閣府調査では、両者は同数でした。一方、ひきこもりのきっかけになったかどうかにかかわらず、高等学校までに不登校の経験を記録上読み取れた方は 50% 以上ありました。

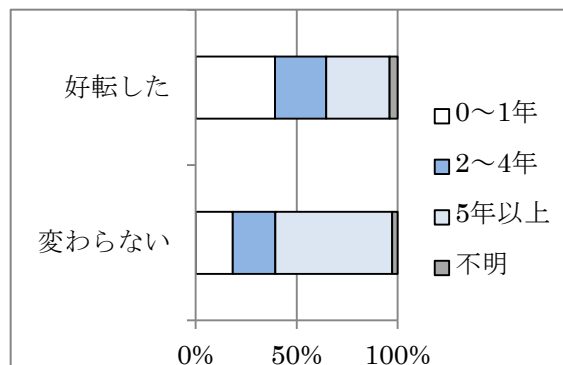
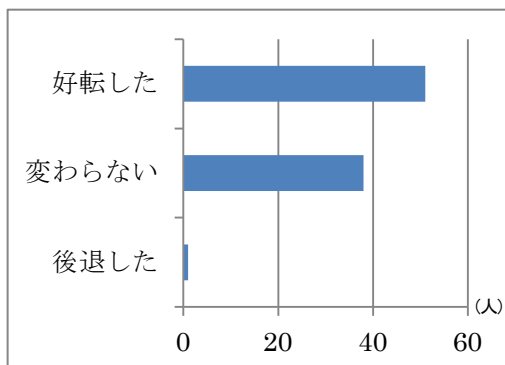
【ひきこもりからセンターへの相談までの期間 (154 人)】



多くの方が、1 年以内にセンターへの相談に結びついています。一方で、ひきこもってから 10 年以上経っている方も一定数おられます。

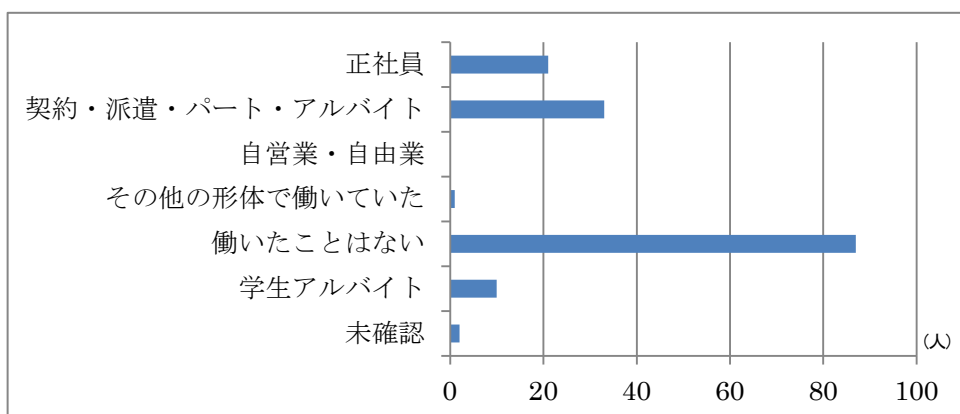
【初回面接時から見た確認時（終結時）の状態（1 年以上対応したケース）左図 (90 人)】

【上記とセンター相談までの期間のクロス集計 右図 (89 人)】

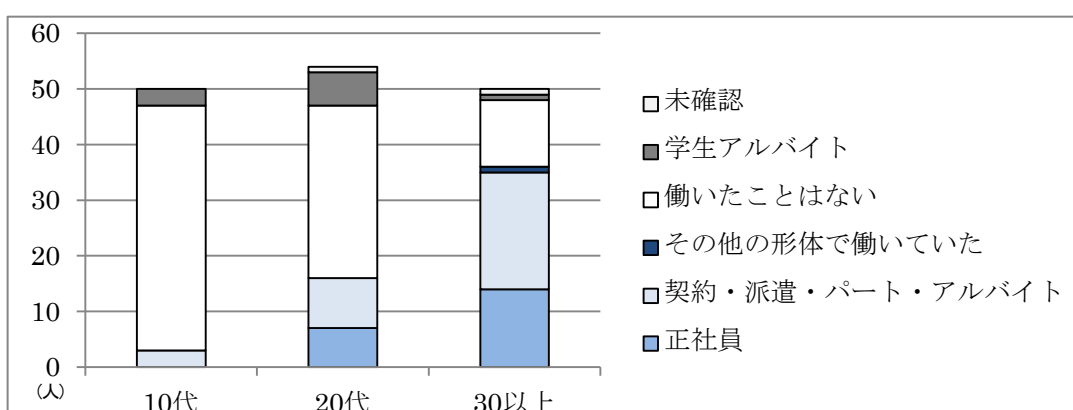


1 年以上対応したケースを確認すると半数以上で本人の状態がひきこもりから脱する方向に向かっていることが分かります。センター相談までにかかった期間とでクロス集計をしたところ、好転したほうに、早期に相談に至った方たちが多いことが分かります。

【就労経験 (154 人)】

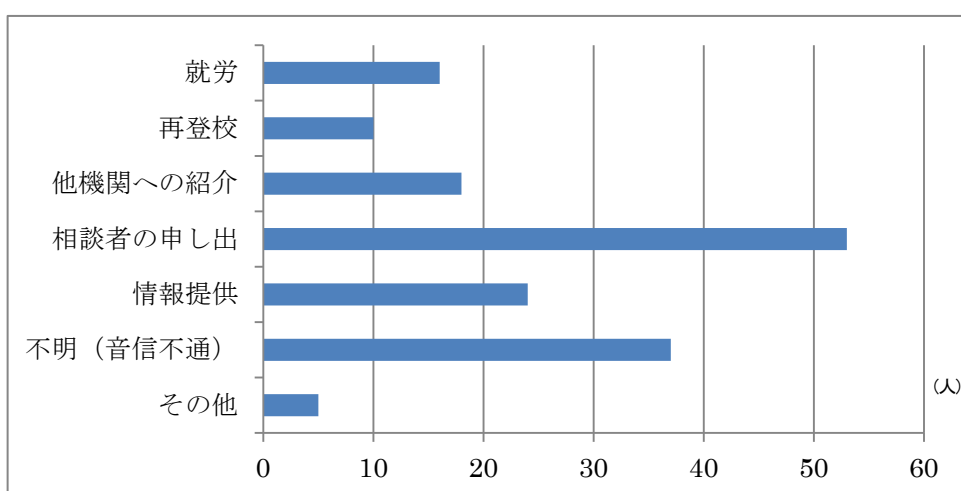


【相談時の年齢と就労経験のクロス集計 (154 人)】



就労経験がない方が半数以上を占めており、若年層ほどその傾向が高いことが分かります。30歳以上では、正社員や非正規の社員で働いた方が半数以上を占めるようになります。

【終了理由 (163 人)】



終結もしくは中断のケース 163 人について確認したところ、就労や再登校などの状態が改善しての終了が必ずしも多くなく、相談者からの申し出や音信不通が多く占めていることが分かります。

第3章 これまでの取り組みの成果と課題

1. 枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでの取り組みの成果と課題

本市では、平成25年4月に「枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を設置し、相談支援、居場所支援、家族支援等に取り組むとともに、「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を定期的に開催し、NPO法人等の民間支援機関や公的関係機関等のネットワーク体制の構築を目指してきました。

そうした中、現計画策定5年目をむかえ、社会情勢の変化や、同センター開設後の取り組みで明らかになった課題を踏まえて現計画の改定を行うにあたり、これまでの取り組みにおける成果と課題について、次のとおりまとめました。

基本方向Ⅰ 困難を抱える子ども・若者とその家族を発見し、誘導する仕組みづくり

【成果】

さまざまな支援機関や地域での相談支援活動において、ひきこもり等の困難を有する子ども・若者やその家族に出会った場合には、できるだけ早期に適切な相談窓口へつなぐため、各支援機関の特性を生かした連携が行えるよう「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」において相互の情報交換等を行いました。

また、ひきこもり等についての理解を深め、支援に必要な情報を周知・啓発するため「子ども・若者支援のための市民連続講座」や、「青少年サポート講座」を実施するとともに、市内にあるひきこもりや不登校への相談窓口を一枚のイラストマップにまとめた「青少年サポートマップ」や、より詳しい支援内容をまとめた「青少年サポートブック」を作成しました。

ひきこもりやニート等の子ども・若者を対象にした常設の相談窓口である「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を市役所内に設置し、臨床心理士や社会福祉士の専門相談員が相談に応じました。また、相談に踏み切れない本人やその家族に対する家庭訪問等、アウトリーチ支援を行いました。

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターへの初回相談の多くが家族等を通じて行われていることから家族支援の充実を図るため、同じ悩みをもつ家族の相互理解や交流を目的とした「家族の会」と、枚方市保健所において「ひきこもり家族教室・交流会」をそれぞれ開催しました。

【課題】

- 相談窓口、支援機関の周知
- 相談窓口、支援機関につながる仕組みづくり
- 相談員の専門性の確保

基本方向Ⅱ 困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

【成果】

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいて、専門のコーディネーターを配置し、養成研修を受講した市民ボランティア（サポートフレンド）の協力を得ながら、さまざまな体験を通して社会とのつながりを築いていくため、段階的に自立に向かう居場所支援「ひらば」を平成26年

度から、開始しました。

ひきこもり等の困難を有する子ども・若者が就職するためには、本人の特性などを把握した上で、一人ひとりに合った支援が必要であり、枚方市地域就労支援センター、枚方若者サポートステーション、ハローワーク枚方「わかもの支援・相談コーナー」において、個別相談をもとに状態に合わせた支援が行われました。

平成26年度には、NPO法人ホース・フレンズ事務局が大阪府の委託事業として「中間的就労の場づくり支援事業」を実施し、就労を目指す若者に集中的な就労訓練の場を提供しました。

また、枚方若者サポートステーションでは、就労後も定着支援が必要な希望者に対して、引き続き職場適応のための支援が実施されました。

ひきこもり予防のひとつとして、不登校対策では、小学校には心の教室相談員、中学校にはスクールカウンセラーや、不登校支援協力員を配置し、教育相談体制を充実するとともに、子どもたちが抱える課題の解決や諸問題の早期発見・早期対応に努めました。また、複数の学校へはスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちへの支援を行いました。

不登校状態にある児童・生徒に対し、適応指導教室「ルポ」では、自立するための支援・指導を行うとともに、保護者や指導員との連携や保護者間での意見交換、情報交換を行いました。

また、義務教育後の連続した支援体制の構築について検討するため、ひきこもり等地域支援ネットワーク会議において定時制高校、通信制高校、専修高等学校等との情報交換を行いました。

【課題】

- 居場所支援の充実
- 就労体験・就労訓練の場の拡充
- 地域における多様な支援者・協力者の拡充
- ひきこもりの背景となりうる困難を有する子ども・若者へのより早期からの支援

基本方向Ⅲ 子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

【成果】

地域で子どもたちを育み、見守るさまざまな事業や、将来の夢や抱負が芽生え、新しい体験を積極的に取り組むきっかけとなるようなキャリア教育等、子ども・青少年やその家族等を対象としたさまざまな事業を実施しました。

ひきこもり等の支援については、発見・誘導から社会的自立に至るまで一貫したものであることや、支援内容は専門的で多岐にわたるため、一つの機関で対応するのは困難であり、各支援機関の特性を生かし、対象者やその家族にとって最適な支援を行うためのシステムの構築を目的として、「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を設置しました。2か月に1回全体会議を開催し、情報交換を行い、連携しながら活動を行いました。その中で、枚方市ひきこもり家族会連絡会の代表者に参加していただき、情報共有の機会を設けました。

【課題】

- 子ども・若者とその家族を支えるネットワーク体制の更なる充実

枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センター

ひきこもり等に関する常設の相談窓口として、平成 25 年度より子ども青少年課内に、平成 28 年度からは子ども総合相談センター・となとな内に設置し、相談支援を実施しました。

おおむね 15 歳から 39 歳までのひきこもり、ニート、不登校等の子ども・若者やその家族等の相談に、専門の相談員（臨床心理士、社会福祉士等）が対応。社会的自立に向けて継続した支援を行っています。次のステップとしての居場所支援や家族の会も実施し、必要に応じて関係機関と連携し、より適切な支援機関につないでいます。

枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議

ひきこもり等の支援については、社会的自立に至るまで一貫したものであることや、支援内容は専門的で多岐にわたるため、一つの機関で対応することは困難であり、各支援機関の特性を生かし、子ども・若者やその家族にとって最適な支援を行うため、枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議（平成 29 年 3 月に枚方市子ども・若者支援地域協議会に再編）を設置しました。2 か月に 1 回全体会議を開催し、顔の見える関係づくりや情報交換、スキルアップを行い、必要としている人に適した情報が届けられるようなネットワークの構築を目指しています。

【世話人会議】2 か月に 1 回開催。ネットワーク会議の方向性など状況に応じた課題等について検討。

北河内地域若者サポートステーション
枚方市ひきこもり家族会連絡会
枚方市保健所保健予防課

（特活）ひらかた市民活動支援センター
枚方市商工振興課
枚方市子ども総合相談センター
（子ども・若者・ひとり親相談担当／事務局）

【全体会議】2 か月に 1 回開催。参加案内機関は、平成 29 年 4 月時点、32 機関・団体。

枚方公共職業安定所（ハローワーク枚方）
大阪精神医療センター
枚方市社会福祉協議会
枚方市地域就労支援センター
北河内地域若者サポートステーション
三島地域若者サポートステーション
枚方市障害者自立支援協議会幹事会
L I T A L I C O ワークス枚方
大阪府立寝屋川高等学校（定時制の課程）
長尾谷高等学校
近畿情報高等専修学校
枚方市ひきこもり家族会連絡会
枚方市商工振興課
枚方市保健所保健センター
枚方市障害福祉室
枚方市子ども総合相談センター（家庭児童相談担当）
枚方市子ども総合相談センター（子ども・若者・ひとり親相談担当／事務局）

大阪府中央子ども家庭センター
枚方市民生委員児童委員協議会
NPO 法人枚方人権まちづくり協会
枚方市いきいきネット相談支援センター
（社会福祉協議会・人権まちづくり協会）
OSAKA しごとフィールド（JOB カフェコーナー）
枚方市障害者就業・生活支援センター
（特活）ひらかた市民活動支援センター
大阪府立大手前高等学校（定時制の課程）
E C C 学園高等学校
あおい高等学院
（株）京阪毎日舎
枚方市保健所保健予防課
枚方市生活福祉室
枚方市枚方公園青少年センター
枚方市教育委員会児童生徒支援室

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

子ども・若者の社会性を育み、自立を支援する

本来、人は成長に合わせて年齢に応じた経験を重ね、人間関係を築き、社会に参加し、そして自立を目指しますが、ひきこもり状態や若年無業者（ニート）、不登校の子ども・若者は、その状態が長期化すると年齢相応の社会経験を積む機会を失い、社会から孤立してしまいます。再び社会参加しようと思っても、同世代の大半が既に年齢相応の社会経験を積んで次の課題に向き合っているところにいきなり合流し、一緒に進み始めることは容易なことではありません。

このような困難を有するに至った経緯はさまざまですが、本人が自ら選択したというよりは、いじめなど対人関係のつまずきや受験・就職の失敗などがきっかけで、「学校に行きたくても行けない」「外出はできても他人とうまく関わることができない」という場合がほとんどです。

これらの子ども・若者が人とのつながりの中で自分らしさを取り戻し、社会の中で自分の居場所を見つけ、自立に向かうための再チャレンジを支援します。

2. 計画の基本方向

基本方向 I

困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化

内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」によれば、広義のひきこもりの子ども・若者の推計人数は国で54万1千人とされ、本市では約1,700人と推計されます。一方、平成25年度から28年度の4年間で、子ども・若者相談支援センターで相談を受けた実人数は518人で、そのうち、ひきこもりと準ひきこもりを合わせた広義のひきこもり状態の相談が、269件であり、本市の推計値1,700人からすると、まだまだ相談窓口の存在を知らず、悩んでいる子ども・若者、その家族の方も多いと予想され、今後いっそう周知が必要です。

家族会へのアンケートや既存ケースの分析から、ひきこもり等の困難を有する子ども・若者とその家族が情報を得るのは、市の公的な相談窓口等よりも、学校という意見も寄せられましたので、今後、中学校や高等学校を通じた情報発信にも努めます。また、民生委員・児童委員を中心とした地域の人たちや精神保健・福祉・医療・教育等の従事者がそれぞれの相談や訪問支援において本人やその家族を知った場合は、できるだけ早期に相談窓口へつなげるなど、社会全体で支援する仕組みづくりを目指します。

基本方向Ⅱ

困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

相談窓口につながり、本人が相談に来られるようになると、家族支援と本人への支援を並行して行うことになります。本人への支援は、面接相談の継続と居場所への参加等を経て、地域若者サポートステーションと連携した就労体験を含む就労支援等を行っていきます。しかし、すぐに就職することは難しく、スモールステップを積み重ねながら、時には行きつ戻りつしながら進んでいくことになるため、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援を目指します。

また、本市での相談ケース分析では、不登校がひきこもりのきっかけとなっている場合が、約44%と最も多く、不登校の経験者を含めると50%を超えます。不登校で顕在化した子ども・若者の有する困難性に早期に気づき、対応することが、ひきこもりの予防にもつながると考えられます。今後、教育現場での課題に対し、福祉部門の支援制度や関係機関へのつなぎなど、教育と福祉の連携による、早期の問題把握と支援のあり方について検討を行います。

基本方向Ⅲ

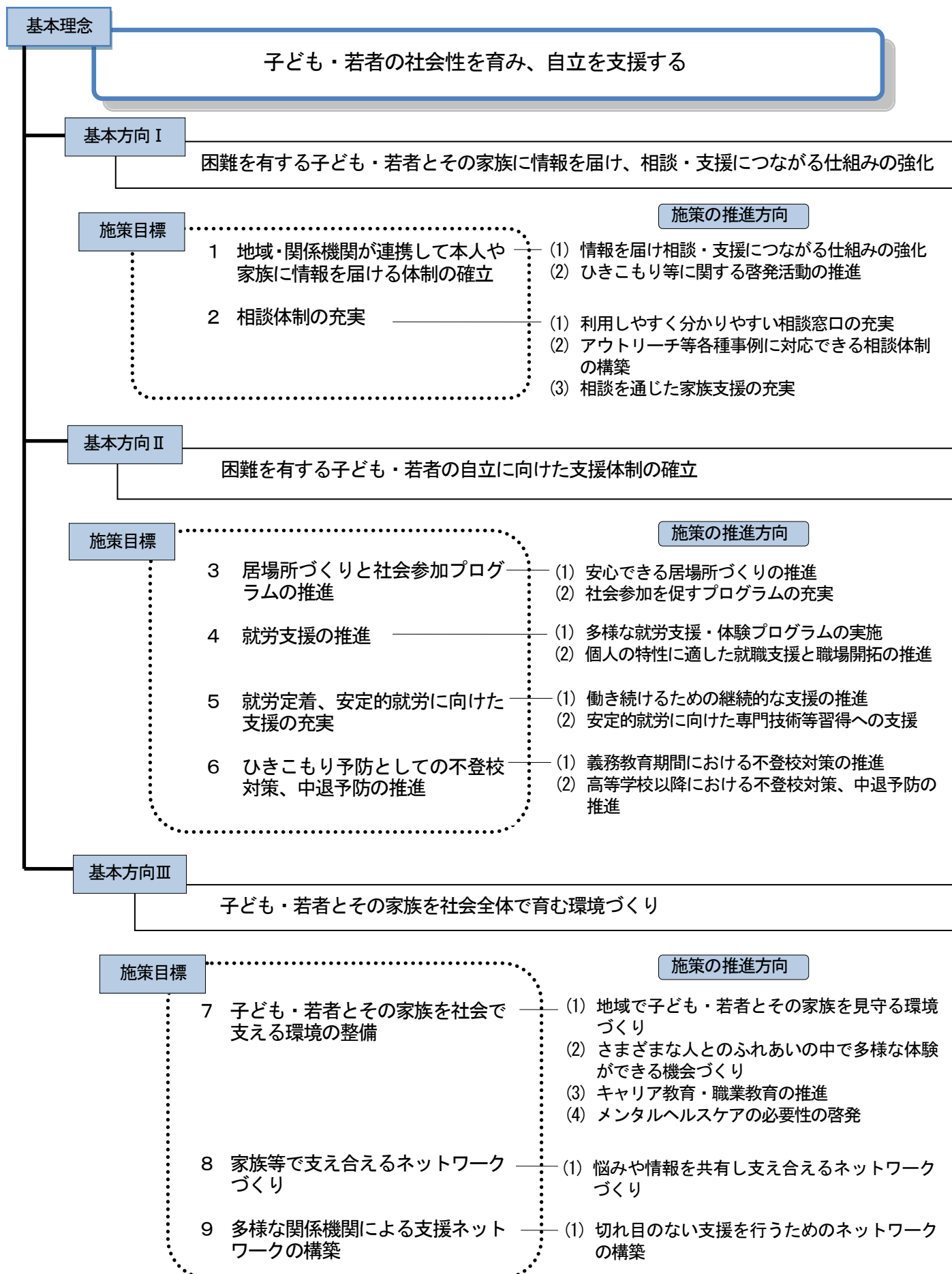
子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

核家族化や地域における人間関係の希薄化といった社会状況の変化により、子ども・若者を取り巻く状況が大きく変化する中で、ひきこもり等の状態にある子ども・若者は特に自己表現力の苦手さ、自己肯定感の低さが指摘されています。

ひきこもり等を含めた困難を有する子ども・若者の背景には、さまざまな問題が影響し合い、複合性・複雑性を有していることが、国等の取り組みの検証の中で顕在化しています。厚生労働省の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、「ひきこもり中の子どもと親（～中略～）との間で、過保護や過干渉を伴う共生的な関係性が形成されやすいという事例も多く見られますが、そういう場合は青年期の子どもを社会に送り出してゆくために必要な社会との橋渡しの機能を家族が発揮できなくなりがちです」と指摘しています。このような場合、長期化すればするほど、家族だけの解決は困難となり、第三者の介在がないと状況の変化が見込みにくいことから、本人やその家族を継続的・多面的・包括的に支援していくために、国が子供・若者育成支援推進大綱でも示しているように、関係機関による縦と横のネットワークシステムの構築を目指します。

また、これまで実施してきた枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議を子ども・若者育成支援推進法に定められた枚方市子ども・若者支援地域協議会に改編することにより、個人情報保護等がより保障された中で、これまで以上に機能的なネットワークの構築を目指します。

3. 計画の体系



第5章 計画の内容

基本方向 I

困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化

施策目標 1 地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立

☆施策の推進方向

(1) 情報を届け相談・支援につながる仕組みの強化

●地域における関係機関の連携による適切な相談や情報の提供

地域の民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカーを始め、多くの関係者や市民が、ひきこもり等問題に対する情報を共有し、困難を有する家族により早く的確に情報を伝えることを促進します。また、中学校や高等学校と連携した情報発信を行い、早い段階で相談につなげられるよう努めるとともに、枚方市子ども・若者支援地域協議会（ひきこもり等地域支援ネットワーク会議）において、支援機関同士がそれぞれの役割を理解し、更なる連携を目指します。

コラム①

子ども・若者のみなさんやご家族が
身近に相談できる場所がたくさんあります。

○いきいきネット相談支援センター

福祉や地域の情報に詳しいコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、福祉に関する困りごとの相談をお受けします。

◎社会福祉協議会

<北部>Tel072-856-9155/FAX 072-856-9188

<中部・南部>Tel072-807-3448/FAX 072-845-1897

<東部>Tel072-808-2433/FAX 072-808-2423

◎枚方人権まちづくり協会

<市全域>Tel072-844-8866/FAX 072-844-8799

○枚方公園青少年センター<青少年相談>

おおむね 26 歳までの青少年、その保護者等を対象に、専門の相談員が、いじめ、不登校、ひきこもり、中途退学、人間関係等の青少年相談をお受けします。

◎Tel072-844-7830/FAX 072-843-4699

○枚方市保健所

こころの病（統合失調症、うつ病、認知症、アルコール依存症などの精神疾患、ひきこもりなど）についての相談を、精神科医、ケースワーカー及び保健師が行います。

◎保健予防課Tel072-807-7625/FAX 072-845-0685

☆施策の推進方向

(2) ひきこもり等に関する啓発活動の推進

● ひきこもり等の支援に関する啓発

現在実施している市民連続講座を継続して実施するとともに、必要に応じシンポジウム等を開催します。また、職員による出前講座など地域に出向いての講演・啓発等も行い、出来るだけ多くの市民に正しく理解してもらえよう、情報発信に努めます。

● 早期に支援機関につながるための相談窓口の周知

子ども・若者を対象にした相談窓口の情報を集めて、現在配布中の「枚方市青少年サポートマップ」、「枚方市青少年サポートブック」についても、新たな内容を追加するなど充実を図ります。また、相談窓口の案内リーフレットやカードの設置について、公共施設や近隣の支援機関、市内の高等学校等で配布する他、新たな周知方法として、コンビニエンス・ストアなどにリーフレットやカードを設置してもらえよう、広く協力を呼びかけます。

コラム②

市内にある相談窓口を分かりやすく紹介 ～枚方市青少年サポートマップ・青少年サポートブック～



市内にあるひきこもりや不登校などの相談窓口を1枚のイラストマップにまとめたものが「青少年サポートマップ」、より詳しい支援内容をまとめた冊子が「青少年サポートブック」です。

サポートマップは、表面にはマップの使い方と相談窓口の地図を、裏面には各窓口の対象者や支援内容を掲載しています。悩みや不安を抱え、どこに相談すればいいかわからない時に、ひと目で伝わり、少しでも早く相談につながってもらえるように工夫しています。

©子ども総合相談センター Tel 050-7102-3228/FAX 072-846-7952

施策目標 2 相談体制の充実

☆施策の推進方向

(1) 利用しやすく分かりやすい相談窓口の充実

●相談体制の充実と各支援機関との連携

子ども総合相談センターに設置したひきこもり等子ども・若者相談支援センターについては、複雑で困難な相談も増加しているため、専門的な知識と経験を持つ職員を配置するとともに、適切なスキルアップが図れるような研修を行うなど、相談体制の強化が必要です。また、地域若者サポートステーションや市の自立相談支援センター（生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口）と連携して、必要な支援が必要な時期に、適切に実施できるように努めます。また市の相談窓口に来ることが出来ない、潜在化している子ども・若者や家族が相談するきっかけとなるよう、他市の取り組みなども研究し、多様な相談窓口について検討します。

☆施策の推進方向

(2) アウトリーチ等各種事例に対応できる相談体制の構築

●アウトリーチが可能な相談体制の整備

現在、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、ご家族との面談や当事者との電話相談などから、総合的に判断し、自宅を訪問して当事者と面接相談が必要な場合、相談担当の職員が家庭訪問等アウトリーチを行っています。今後もよりよい支援を目指すため、相談員は専門研修等に参加し、スキルアップを図ります。

●各種事例に対応できる専門職の配置の促進

現在、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターには臨床心理士と社会福祉士の専門職を配置し、相談業務の他、家族の会の運営、居場所支援事業「ひらば」の企画・コーディネート等を行っています。今後も相談や支援を担当する職員の専門性を高めるとともに、保健師などの医療職やキャリア・コンサルタント等も参画できるような仕組みや、ネットワークを生かして関係機関と連携することでさまざまな事例に対応できるような方法も検討します。

☆施策の推進方向

(3) 相談を通じた家族支援の充実

● 家族対象の相談業務の充実

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいて、初回の相談者は、ほとんどが親となっています。親の悩みに寄り添い、相談を通じて本人の心の理解を促すことや接し方を伝えることによって、本人の状態の改善を図ると同時に、親自身の生活を取り戻す支援を行います。

また、家族の高齢化が大きな課題となる中、親亡き後の生活を考えるセミナー等も実施します。

コラム③

相談支援の例1

本人は、40歳代男性。若い頃に数ヶ月働いたが、人間関係がうまくいかず、辞めてからは、自宅で過ごしてこられました。両親が亡くなった後の、本人の生活を心配し、母が、保健所へ相談。保健所より、ひきこもり等子ども・若者相談支援センター（以下、センター）を紹介され、来所となりました。

月に1回、母と面談を継続し、まずは、母から本人にセンターのことを伝えて、つないでもらうことを目指しました。

約1年後、母の面談日に合わせて、本人が来所。本人とは、2週間に1回、母とは月1回の面談を継続。本人としては、就労経験も少なく、ひきこもり状態が非常に長いことから、就労に向けて動いていくことは難しいと感じておられたようでした。両親が亡くなられた後のことも踏まえ、母とは資産の現状やどのようにお金を残していくかの相談を行い、本人とは具体的にひとりで生活していくために必要なスキル（食事をつくる、お金の支払いなど）の確認を進めているところです。



基本方向Ⅱ

困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

施策目標3 居場所づくりと社会参加プログラムの推進

☆施策の推進方向

(1) 安心できる居場所づくりの推進

●社会参加に向けた子ども・若者の居場所の整備

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、平成26年度より枚方公園青少年センターを活用し、居場所支援事業「ひらぼ」を実施しています。また、生活福祉室の実施する生活困窮者等就労準備支援事業でも、「チカラのみせ処 宮ノサポ」(宮之阪中央商店街のコミュニティスペース)と連携して社会参加に向けた支援を実施しています。また、市内の家族会でも居場所を実施しているところがあります。

各居場所の雰囲気や得意分野などの情報を収集し、提供に努めます。

また、居場所支援事業「ひらぼ」については、開催回数の拡大や恒常的な居場所の設置について検討を行うとともに、相談窓口と同じく、多様な居場所づくりを進めることで一人ひとりに合った選択肢を拡げられるよう検討します。

コラム④

‘スモールステップで’ 社会とのつながりを築く ～居場所支援「ひらぼ」～

ひきこもり等の子ども・若者が社会に参加するきっかけとするための居場所支援「ひらぼ」を行っています。ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおける、相談員との1対1の関係からステップアップし、5、6人の集団での活動を通して、社会とのつながりを築いていくことを目指しています。専門のコーディネーターを設置し、「サポートフレンド養成講座」を受講した市民ボランティアの協力を得て、枚方公園青少年センターを拠点に、料理やゲーム、スポーツや外出イベントなどの活動を行っています。また、地域のお祭りへの参加や、月1のゲーム同好会、女性中心の会など、一人ひとりに合ったプログラムが選択できるよう工夫しています。

参加しはじめたばかりのメンバーから、アルバイトを始めたメンバーまで、進み方やペースは一人ひとり異なります。先を歩く姿をモデルにしたり、後を歩くメンバーを導いたり、お互いに刺激しあいながら、少しずつ成長しています。

※「ひらぼ」とは、お散歩気分できれいに枚方公園青少年センターに来てほしい一歩、一歩進んでほしいという思いが込められています。



◎子ども総合相談センターTEL050-7102-3228/FAX 072-846-7952

☆施策の推進方向

(2) 社会参加を促すプログラムの充実

● 困難を有する子ども・若者が社会参加をするためのプログラムの実施

居場所支援事業で行われているのは、複数の人間関係の中での体験の積み重ねであり、その中で成功体験や安全な環境下での失敗体験が社会に出て行く力を醸成すると考えられています。現在実施されているプログラムを推進しつつ、他の居場所で行われている事例も参考にしながら、より有効なプログラムを取り入れます。また、ボランティア活動の場など活用できる社会資源の把握に努めます。

● 幅広い世代の参加によるプログラムの推進

居場所支援事業「ひらぼ」では、サポートフレンドと呼ばれるボランティアが参加し、専門知識を持つコーディネーターと参加者としてプログラムを行っています。サポートフレンドの年代層は広く、さまざまな世代の人との関係が、参加者の体験の幅を広げていると考えられます。今後も定期的にサポートフレンド養成講座を開催し、人材を確保すると同時に、ひきこもり等への理解者を増やすことに努めます。

また、さまざまな経験を重ねた結果、就労支援への参加を考える時期にさしかかった参加者の次のステップへの準備段階の居場所事業として「ひらぼVer2.0（バージョン2）」と名づけ、プログラムの準備や運営に一部関わってもらっています。プログラムに能動的に関わることは、本人の社会的自立に向けた体験となるだけでなく、他の参加者にもロールモデル（手本）となることが期待されます。今後も参加者のプログラム運営への積極的な関わりを推進します。

コラム⑤

相談支援の例2

本人は、30歳代男性。大学卒業後、一旦就職するも人間関係でうまくいかず退職し、自宅で過ごしていました。そろそろ動かなければと思い、ホームページをみてひきこもり等子ども・若者相談支援センター（以下、センター）に、本人自ら来所されました。

2週間に1回、面談を継続し、次のステップとして居場所支援「ひらぼ」に参加し始めました。「ひらぼ」の中では、人とのコミュニケーションに不安や苦手さを感じながらも、まじめで丁寧な性格を活かし、場を引っばる姿もありました。

同時に、就労にむけて地域若者サポートステーションの利用も始まりました。初回は、センターの相談員が同行して顔つなぎをし、その後も、本人の了承のもと、時折、機関同士で状況の共有を行い、本人への支援とフォローを行いました。立ち止まっては進みを繰り返しながらも、週3日の就労につくこととなりました。その様子は、後から参加し始めた「ひらぼ」メンバーにも刺激となり、先をいくモデルともなっています。

施策目標 4 就労支援の推進

☆施策の推進方向

(1) 多様な就労支援・体験プログラムの実施

●就労準備のための訓練メニューの提供、市内企業等における就労体験の場の開拓

働く意欲がありながら、さまざまな理由で仕事に就くことができない人に対して、就労相談や就労に向けた講座・セミナーの開催などを実施する枚方市地域就労支援センターや、就労についての悩みを持つ若者に対して、相談者のニーズや状況にあわせて就職活動の相談支援を行う地域若者サポートステーションと連携して、一人ひとりに合った就労支援を行います。

就労体験については、平成 29 年度から地域若者サポートステーションのメニューに職場体験・就職支援事業が加えられました。民間事業所の協力によるチラシのポスティングなどが、結果的に就労に結びついた事例もあります。また、生活福祉室の実施する生活困窮者等就労準備支援事業でも、「チカラのみせ処 宮ノサポ」（宮之阪中央商店街のコミュニティスペース）と連携した職場体験等を実施しています。ただ、体験の場がまだまだ少ないのが実情です。市内の事業所や事業者団体にも積極的に働きかけ、地域若者サポートステーションや自立相談支援センターとも連携して、就労体験の場を提供してもらえる事業所の開拓に努めます。

コラム⑥

就労体験～地元企業の協力を得てステップアップ～

相談や居場所での体験を積み、就労を考える段階になっても、一度にすぐ就職ということはハードルが高く、少しずつ段階を踏んでいくような、一人ひとりに合った支援が必要です。

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、市内の新聞販売店にご協力をいただき、ポスティングの就労体験を行っています。まずは、居場所支援「ひらぼ」のプログラムとして取り入れ、チャレンジのきっかけとしてもらいました。普段の「ひらぼ」より参加人数が多く、仕事に対する関心の高さを感じました。改めて仕事に対する不安と緊張を実感した人もいれば、仕事のイメージが湧き、個別に就労体験を続けてから、アルバイトにステップアップされた人もいます。ご協力いただいた販売店の方からは、若者たちのまじめで丁寧な仕事ぶりに対してお礼の言葉をいただき、自信にもなったようでした。

若者のみなさんの得意なことを発揮して体験を積み重ねていけるよう、地域の力を生かした、就労体験の場の拡充が求められています。

●市役所や関係機関における職場実習先の拡充

現在、市役所内の職場で、障害者就業・生活支援センターの就労実習の場としての活用が行われています。同じように若者支援の実習の場として利用できないか、地域若者サポートステーションや自立相談支援センターとも連携して検討を進めます。

コラム⑦

一人ひとりに合った就労支援 ～北河内地域若者サポートステーション～

就労に悩みを持つ15～39歳の若者と、ご家族を対象に就労支援を行っています。キャリアコンサルタントが一人ひとりの状態に応じた相談を受け、個別面談や就活プログラム（自己PR、コミュニケーションセミナーなど）、企業での職場体験プログラム等で就職を目指します。就職後の定着支援も行います。

料金は無料です。厚生労働省の委託を受け、一般社団法人ステップフォワードが運営。

火曜～土曜、午前9時～午後6時。

◎北河内地域若者サポートステーション TEL/FAX 072-841-7225



☆施策の推進方向

（２）個人の特性に適した就労支援と職場開拓の推進

●的確なマッチングの推進と雇用企業開拓の推進

平成28年度より枚方市では、合同企業就職面接会「枚方若者しごとマッチングフェスタ」を開催し、市内の中小企業と若者人材のマッチングの場を提供しています。今後も若者と企業とのマッチングの場の提供を進めるとともに、困難を有する若者の雇用について、企業等への啓発と理解を進め、個々の特性に応じた仕事の開拓についても、理解・協力してもらえるように努めます。

また、ひきこもり等の困難を有する状態の背景に、障害があることも少なくはなく、障害者雇用を活用した就労の支援についても、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して進めます。

コラム⑧

相談支援の例3

本人は、20歳代女性。高等学校卒業後、なかなか仕事に就けないことを不安に思い、両親でひきこもり等子ども・若者相談支援センター（以下、センター）に來所されました。その後、お会いした本人は、コミュニケーションの苦手さが感じられ、知的障害の可能性が見受けられました。

両親との継続面談の中で、これまで本人の発達段階において気になることもあったが、相談になかなか踏み切れなかった葛藤が語られ、センターからは障害福祉のサービスを含め、さまざまな支援の選択肢があることを伝えました。

本人との継続面談の中でも、戸惑いや葛藤が見られましたが、時間をかけ、少しずつ、ご自身を理解していられました。

療育手帳を取得後、障害者就労支援サービス事業所について本人と一緒に調べ、本人の意向の元、相談員より事前に事業所へ連絡し、見学に同行するなど、ここまで4年間をかけて、次のステップへ向かっています。

施策目標 5 就労定着、安定的就労に向けた支援の充実

☆施策の推進方向

(1) 働き続けるための継続的な支援の推進

● 就労が定着するまでの継続的な支援の推進

いったん就労が決まった若者でも、就労定着には課題があり、継続的な支援が必要です。地域若者サポートステーションで就労定着のための定着・ステップアップ事業が行われていますが、継続して実施するとともに、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでも、相談終結の時期について、本人や家族と相談しながら適切に見極め対応します。

☆施策の推進方向

(2) 安定的就労に向けた専門技術等習得への支援

● 高等学校卒業程度認定試験受験と合格支援の検討

高等学校卒業程度認定試験は国家試験であり、合格すれば大学や専門学校の受験資格が得られるため、適切な情報提供やアドバイス、当事者が共に学び合う機会づくりについて、検討します。

● 職業スキル向上に向けた職業訓練の情報提供等による支援

府立高等職業訓練校をはじめとした職業訓練の場の情報提供を行うほか、地域若者サポートステーションとも連携し、職業適性検査等も行いながら、それぞれの若者の個性等を勘案したアドバイスを行います。枚方市地域就労支援センターや地域若者サポートステーション、ハローワークが行う講座やセミナーについても積極的に紹介します。



施策目標6 ひきこもり予防としての不登校対策、中退予防の推進

☆施策の推進方向

(1) 義務教育期間における不登校対策の推進

●枚方市子ども・子育て支援事業計画における取り組みの推進

子ども・子育て支援事業計画の施策目標6 推進方向6-(3)「いじめ・不登校などへの対応」の中では、義務教育期間における不登校対策の推進が盛り込まれています。また、子どもの未来応援コーディネーターやスクール・ソーシャルワーカーと連携して、困難を有する子どもたちの問題の早期の把握とそれぞれの個性に合わせた、課題の解決に努めます。

●環境の変化時において円滑に移行できるためのきめ細やかな支援

義務教育9年間を見据えた指導を行うため、小中が連携し、授業や行事における交流を通じて小学校生活から中学校生活へ円滑に移行できるよう支援します。また、市内中学校と高等学校との連携による情報交換・課題の共有を図り、高等学校までの連続性を考慮した支援を行うよう努めます。

また、公的機関やNPO等の相談窓口・支援団体の情報を中学校や高等学校に提供し、情報が届くように努めます。

コラム⑨

学校に行きたくても行けない子どもたちの心の居場所 ～適応指導教室「ルポ」～



学習室やプレイルーム等における多様な活動を通して学校復帰を目指します

市立小・中学校に在籍している不登校の児童・生徒が多様な活動を通じてコミュニケーション能力や意思決定の力を養う家庭と学校の間隔的な「心の居場所」として、教育文化センター内に適応指導教室「ルポ」があります。

子どもたちの学習意欲に重点を置いた自習活動やセンター外での体験活動、子どもたちがミーティングで決めたことを中心に行うグループ活動などを通じて自信と元気を回復し、学校への復帰を目指します。また、カウンセリングにも力を入れていて、児童・生徒には週1回、保護者には月1回行う中で心のケアも行っています。

◎教育委員会児童生徒支援室

TEL050-7105-8048/FAX072-848-2960

本人は、10歳代女性。高等学校を不登校となり、自宅でひきこもりがちになっていました。母が市民連続講座に参加した際、ひきこもり等子ども・若者相談支援センター（以下、センター）を知り、来所となりました。

月に1回、母と面談を継続し、母自身の本人への関わり方が変化すると並行して、本人の変化も現れてきました。高等学校を卒業し、大学進学を自身で選択し、一歩踏み出したところで、母との相談は一旦終了しました。

相談の中で、母は、“本人に対してもっとこうあるべきだという思いがある、でもそれは自分の不安なんだ”ということ振り返られました。高等学校進学の際は、ほとんど両親で決めてしまったそうです。本人は、自分事として自分の意志で人生の選択をしてこなかった。けれども、無意識は、“このままでは駄目だ”とストップをかけたことが不登校という形に表れたのかもしれない。

母は、センターの相談員と共に、自身の親子関係について、じっくり向き合われました。“完璧な母親でいなければならない”というプレッシャーが強くあったこと、しかし子育ては思ったようにはならないことに気づき、あるがままの自分でいいかと思ったり、他の家族に頼ったり、母自身が自分のための時間をつくったりできるようになりました。本人も、自分から話をすることが増え、柔らかい雰囲気になったとのこと。

子どもたちは、人生の中で、親以外の大人たちにもたくさん出逢います。親が全てではありません。ただ、必然的に関わる時間が多くなる家族が、行動するということは、本人にとってとても大きな良い影響があるということだと思います。

☆施策の推進方向

（2）高等学校以降における不登校対策、中退予防の推進

●NPOと高等学校等が連携した中退予防の支援体制の検討

大阪府が平成27年から28年に行った高等学校内における居場所のプラットフォーム化事業は、NPO等を活用して、学校内にソーシャルワーク的手法を導入し、困難を有する生徒を早期に把握し、対応することを目指すものでした。今後、本事業を参考に、枚方市内での活用手法とその可能性について検討します。

●学びなおしができる学校の周知、及び個人の学力に応じた学習支援の検討

全日制高校への進学が叶わなかったり、中退した若者の多くが、通信制や定時制高校を選択しています。学校によってスクーリングのあり方など特徴が異なり、せっかく選んでも卒業に結びつかない例も多くあります。各通信制高校や定時制高校、通信制高校への通学を支援するサポート校等の情報を集め、本人の特性に合った学校選択の支援を行います。

また、ひきこもりや不登校など、何らかの事情により学習との関わりが途切れたことによる基礎学力の習得が不十分な子ども・若者の学びなおしの支援として、市内6か所で行われている、枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」の積極的な活用を検討します。

●高等学校以降の支援が途切れることがない体制の構築

高等学校卒業後や中退して以降、ひきこもりの状態が続いている若者の支援が途切れることがないように、高等学校と連携して、困難を有する若者への相談・支援機関の情報提供に努めます。

コラム⑪

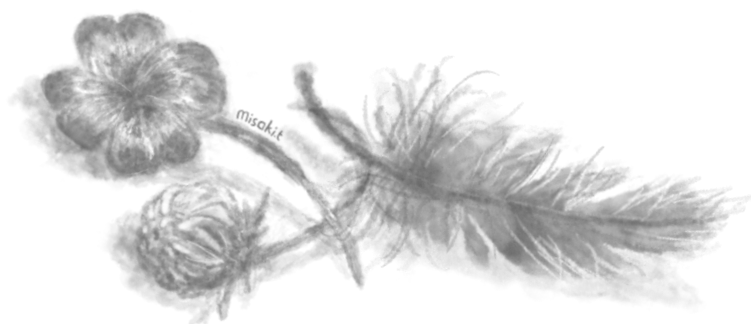
さまざまな進路の選択肢～通信制高校・サポート校～

義務教育後の進路を考えると、選択肢はひとつではありません。「この道しかない」と思うと、なんだか窮屈で、それ以外の道に進むことが不安になることもあるのではないのでしょうか。

進路のひとつである高等学校への進学にも、さまざまな形があり、それぞれの特徴があります。その中のひとつに“通信制高校”があります。通信制高校は、スクーリング、レポート、テストの3つで学習を進めます。決められた単位を修めることで卒業となります。登校（スクーリング）は、週に2、3日や年に数日の集中型など、それぞれの学校によって特色があり、自分のペースに合わせて選ぶこともできます。

通信制高校と提携して、より一人ひとりのペースに合わせた選択肢を設け、卒業までを導いてくれるのが“サポート校”です。登校は自由選択制が多く、習熟度に合わせて基礎からの学習ができたり、レポートのフォローをしてくれたり、趣味や資格対策のための講座が受けられたりといろいろな工夫がされています。

さまざまな事情を抱えながら進路を考える時、その子どもたちの思いや可能性が、未来につながるための選択肢があることを知っておいてほしいと思います。



基本方向Ⅲ

子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

施策目標 7 子ども・若者とその家族を社会で支える環境の整備

☆施策の推進方向

(1) 地域で子ども・若者とその家族を見守る環境づくり

●地域における見守り、情報提供

市民を対象とした連続講座等を通じてひきこもり等支援に関する啓発活動を推進するとともに、サポートフレンド養成講座を開催し、ひきこもり等の現状に対する理解者を増やし、ひきこもり等の状態の子ども・若者と家族を地域で見守る環境を醸成します。

☆施策の推進方向

(2) さまざまな人とのふれあいの中で多様な体験ができる機会づくり

●異年齢間・世代間交流の推進

枚方子どもいきいき広場事業や子どもの居場所作り推進事業、子ども会活動、地域教育協議会など地域と一体となった交流の機会や枚方公園青少年センターや生涯学習市民センターにおける事業などを通じて幅広い世代の人たちとふれあい、体験から得る協調性などの社会性を身につけることができるよう支援します。

また、子どもをとりまく地域環境についても、幅広い年代のさまざまな職業に就く市民が関わることにより、多様な体験の機会を作るとともに、困難を有する子ども・若者に対する理解の共有を広げ、包摂する社会の醸成を促します。

☆施策の推進方向

(3) キャリア教育・職業教育の推進

●各学校における発達段階に応じたキャリア教育の推進

キャリア教育の理解を深めながら、子どもたちが望ましい職業観を持ち、自分にあった職業を見つけられるよう、小学校から中学校まで、また高等学校までを見通しながら総合的な学習の時間・教科・道徳・特別活動・学校生活等において、各学年の活動の関連性や系統性を踏まえたキャリア教育の推進に努めます。

また、子どもたちが労働についての知識や現状についての理解を深める機会を得られるよう、NPO等で就労支援を行っているキャリアコンサルタント等の活用とその方法について検討します。

●行政、民間事業所、事業者団体、NPO等へのインターシップ（職業、職場体験）受け入れの推進

子ども・若者自身がやりたい仕事を見つけることを大切にしながら、身近にある企業や行政などにおいて職場体験ができるよう、各関係機関にこれらの意義の周知と協力依頼を推進します。

☆施策の推進方向

(4) メンタルヘルスケアの必要性の啓発

●メンタルヘルスケア推進のための啓発と環境づくり

内閣府「若者の生活に関する調査」によると、ひきこもりになったきっかけとして、「職場になじめなかった」「就職活動がうまくいかなかった」「人間関係がうまくいかなかった」などの回答が多く寄せられ、大きな精神的ストレスを抱える若者の実状がうかがえます。

メンタルヘルスケアの意義と必要性を啓発するとともに、これからの社会を支え、担っていく貴重な存在として若者を育てていくという社会風土の醸成と環境づくりに努めます。

施策目標8 家族等で支え合えるネットワークづくり

☆施策の推進方向

(1) 悩みや情報を共有し支え合えるネットワークづくり

●関係機関の参加等を通じたネットワーク化の推進

平成 28 年に、市内で活動する 5 つのひきこもり・不登校の家族会等で構成される「枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会」が結成され、その事務局が「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」にも参加しています。市内のひきこもり等の家族会の活動が、本人や家族の支援の場として有効で、重要な社会資源のひとつであることは「ひきこもり・不登校等に関するアンケート」の調査結果からもうかがえます。家族会には、引き続き協力をいただきながら施策の推進を図ります。

コラム⑫

相談支援の例5

本人は、30歳代男性。中学より不登校で、そのままひきこもり状態。日中は自室から出てこず、家族が寝た頃に動き出すという生活でした。

月に1回、母と面談を継続し、本人の状態や気持ちの理解を深めたり、親としての葛藤や不安を言葉にすることで整理をしたり、声かけの工夫を一緒に考えたりしてきました。なかなか本人からの反応が返ってこない状況の中、あきらめずに声をかけ続けることは、ご家族にとっても負担や疲労感がつのるものとなります。講座や家族の会に参加するなど、ご家族が動き続けることを、面接相談で支援しています。“ご本人を支えるご家族が元気であることを支える”ことがひきこもり等子ども・若者相談支援センターの役割のひとつでもあります。

コラム⑬

家族を社会全体で支えあう ～枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会～

不登校やひきこもりについて、当事者の居場所とともに家族会が大きな役割を果たしています。枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会は、平成28年に、枚方市内の5団体で結成されました。2か月に1回連絡会を持ち、交流を行っています。また、枚方市子ども・若者支援地域協議会（ひきこもり等支援ネットワーク会議）の世話人団体にもなっています。

【NPO 法人つばさの会大阪】

私たちの団体はひきこもりの若者を持つ約20家族が集まりその解決をめざして情報の交流をするために発足しました。

毎月原則第3日曜日にサプリ村野で交流会を、また月1回ですが若者向けにソフトボールを行っています。居場所の設営と、年に一度は講師を招いて講演会を開催しています。就職した若者も数名ありますが、社会復帰につなげるには難しいことが多いです。

【イシス大阪家族会】

「ひきこもる」というかたちで社会と距離を置く若者の親が、「心配」や悩みを語りホッとする場として発足した自助組織です。毎月第2日曜日、1時半より、メセナ枚方で開いています。

ひきこもる若者が抱える生きづらさは、今日の生きづらい社会と無縁ではありません。ひきこもりからの「脱出」のみを目指すのではなく、ひきこもる我が子とともに歩む親や家族でありたいと思っています。

【不登校の親の会力モミール】

結成20年、カウンセラー本多利子さんの協力の下、たくさんの元当事者の言葉から学び伝えてきました。不登校の子どもを困った目で見ず、尊重して見守ってください。安心して過ごすことで、きっと次へのエネルギーが湧いてきます。

親のしんどさは同じ立場の支え合いで軽くしましょう。どうぞ定例会（毎月第3土曜日夜7時より、ラポールひらかたにて）にお越しください。

【登校拒否を克服する会北河内交流会】

登校拒否やひきこもりで悩んでいる親たちが悩みを語り合い交流し学びあい、子どもや青年たちの自立に向けて安心できる教育・社会環境づくりをめざしています。

蹉跎生涯学習市民センターと、ふらっとねやかわで偶数月の第3日曜日1時から開催しています。学齢期・青年期に分かれて交流します。年に6回のニュース発行や、親子で楽しめる行事も行っています。

【みんなで作る学校とれぶりんか】

ひきこもりやニート、不登校など、さまざまな悩みを抱える子供や若者たちの自立支援を目的に、10の専門部（サークル）を結成し、多様な社会貢献活動を通してメンバー自らの力で立ち上がっていく力を育成しています。専門部は、子どもたちが主体となって、同世代の中で支えあう仕組みをつくっています。

また、「枚方子どもいきいき広場」や「とれぶりんか子ども食堂」の運営なども行っています。

施策目標 9 多様な関係機関による支援ネットワークの構築

☆施策の推進方向

(1) 切れ目のない支援を行うためのネットワークの構築

●より実効性のある支援の実施

「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を、子ども・若者育成支援推進法により設置努力義務が課された「枚方市子ども・若者支援地域協議会」に改編します。

同協議会は、ひきこもり、ニート支援に加えて、子どもの貧困や健全育成等の課題にも対応していくとともに、法に基づき、構成するすべての関係機関に秘密保持義務を課すなど、より実効性のある体制を整備するものです。引き続き定例的に会議を行い、各機関等が顔の見える関係を築くとともに、いわゆる縦と横のネットワークがより有効で、さまざまな状況のひきこもり等の子ども・若者に対し、切れ目のない適切な支援が行える体制作りを目指します。

また、同協議会で検討をし、より実効性のある支援策がまとめられた場合、速やかに実現できるように機関同士の協力体制を目指すとともに、庁内組織である子ども・若者育成計画推進委員会や附属機関の枚方市青少年問題協議会などから、必要な助言を得て施策推進を図ります。

コラム⑭

複雑な背景に対応、連携のための顔の見える関係づくり 枚方市子ども・若者支援地域協議会 (ひきこもり等地域支援ネットワーク会議)

枚方市子ども・若者支援地域協議会（ひきこもり等地域支援ネットワーク会議）では、2 か月に 1 回全体会議を開催し、情報交換やスキルアップを行い、必要としている人に適した情報が届けられるように顔の見える関係づくりをしています。

【～年間予定の例～】

(4月) 参加機関の自己紹介

まずはお互いの役割を理解し、それぞれの窓口で必要としている人に適した情報が届けられるような関係づくりを目指します。

(6月) 通信制高校、定時制高校より子どもたちの現状と進路支援についての紹介

教育分野に関するテーマについて学びます。

(8月) ハローワーク、地域若者サポートステーションより就労支援の現状と取り組みの報告

就労支援分野に関するテーマについて学びます。

(10月) 他市のネットワーク会議との意見交換会

外へ出向いて、先進的な取り組みや支援の現場を見学し、理解を深めます。

(12月) 精神科医療機関におけるひきこもり等支援について

医療分野に関するテーマについて学びます。

(2月) 枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会との意見交流会

市内で活動されている家族会等のみなさんとの情報交流です。

参 考 資 料

1. 枚方市青少年問題協議会への諮問書

子 青 第 2 0 号
平成 29 年 6 月 9 日

枚方市青少年問題協議会
会 長 小 牧 一 裕 様

枚方市長 伏 見 隆

枚方市子ども・若者育成計画の改定について（諮問）

標題の件に関し、「枚方市子ども・若者育成計画」の改定について、地方青少年問題協議会法（昭和 28 年 7 月 25 日法律第 83 号）第 2 条第 1 項第 1 号に基づき、諮問します。

2. 枚方市青少年問題協議会からの答申書

平成 29 年 11 月 29 日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市青少年問題協議会
会 長 小 牧 一 裕

枚方市子ども・若者育成計画の改定について（答申）

平成 29 年 6 月 9 日付け、子青第 20 号で諮問のありました、「枚方市子ども・若者育成計画」の改定について審議した結果、別添のとおり答申します。

3. 子ども・若者育成支援推進法

○子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日)

(法律第七十一号)

第百七十一回通常国会

麻生内閣

改正 平成二七年九月一一日法律第六六号

子ども・若者育成支援推進法をここに公布する。

子ども・若者育成支援推進法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）

第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこ

と。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必

要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担

う者を含む。) に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

（組織）

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

（子ども・若者育成支援推進本部長）

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（子ども・若者育成支援推進副本部長）

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（平二七法六六・一部改正）

（子ども・若者育成支援推進本部員）

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が

指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十一年政令第二八〇号で平成二十二年四月一日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

4. 地方青少年問題協議会法

○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日)

(法律第八十三号)

第十六回特別国会

第五次吉田内閣

改正 昭和三二年六月一日法律第一五八号

同三三年五月一〇日同第一四四号

同三七年四月一六日同第七七号

同四一年三月三十一日同第一六号

同四三年六月一五日同第九九号

同五八年一二月二日同第八〇号

平成十一年七月一六日同第一〇二号

同二五年六月一四日同第四四号

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(昭四一法一六・平一一法一〇二・改称)

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第五条繰上・一部改正)

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第六条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第七条繰上・一部改正、平二五法四四・一部改正)

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第八条繰上・一部改正)

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(昭三七法七七・一部改正、平一一法一〇二・旧第九条繰上)

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第十条繰上・一部改正)

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月一六日法律第七七号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭四一年三月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭四三年六月一五日法律第九九号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭五八年一二月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、総務庁設置法(昭五十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝昭和五九年七月一日)

(経過措置)

- 5 従前の総理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

公務員制度審議会 恩給審査会 地域改善対策協議会 青少年問題審議会 統計審議会	総務庁
国民生活安定審議会	経済企画庁
放射線審議会	科学技術庁
海外移住審議会	外務省
中央心身障害者対策協議会	厚生省
農政審議会 沿岸漁業等振興審議会 林政審議会	農林水産省
中小企業政策審議会	通商産業省
観光政策審議会	運輸省
雇用審議会	労働省

- 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員

その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から五まで 略

六 青少年問題審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

5. 枚方市青少年問題協議会条例

○枚方市青少年問題協議会条例

昭和41年8月6日

条例第37号

改正 平成12年9月26日条例第39号

平成16年3月15日条例第6号

平成19年3月9日条例第1号

平成26年3月11日条例第5号

[題名改正]

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平12条例39・平26条例5・一部改正）

(組織)

第2条 協議会の委員の数（会長である委員の数を含む。第5条第2項において同じ。）は、16人以上とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、協議会の所掌事務に関し市長が適当と認める者

（平26条例5・全改）

(委員の委嘱)

第3条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

（平26条例5・追加）

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平12条例39・平16条例6・平19条例1・一部改正、平26条例5・旧第3条繰下・一部改正)

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、市長）が招集する。

2 協議会の会議は、委員の定数の半数以上出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平26条例5・旧第4条繰下・一部改正)

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開とする。

2 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(平26条例5・追加)

(幹事)

第7条 協議会に、専門の事項の調査及び協議会の所掌事務について委員を補佐させるため必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 第2条第2項及び第3条の規定は、幹事について準用する。

3 幹事は、会長の求めに応じ、協議会の会議に出席し、意見の具申等を行うことができる。

(平12条例39・一部改正、平26条例5・旧第5条繰下・一部改正)

(関係者に対する協力要請)

第8条 協議会は、所掌事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(平26条例5・追加)

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(平26条例5・追加)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平12条例39・旧第7条繰上・一部改正、平26条例5・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成12年9月26日条例第39号〕

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平成16年3月15日条例第6号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成16年規則第17号で、同16年4月1日から施行〕

附 則〔平成19年3月9日条例第1号抄〕

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年3月11日条例第5号〕

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による改正前の地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「旧法」という。）第3条第2項の規定により会長に充てられている者は、改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成27年8月31日又はその者の長としての任期の末日までのいずれか早い日までは、会長とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧法第3条第3項の規定により委員に任命されている者は、改正後の第2条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の委嘱期間は、平成27年8月31日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の第3条第1項の規定による副会長である者は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による副会長とみなす。

6. 枚方市青少年問題協議会委員名簿

○枚方市青少年問題協議会委員名簿

(区分別・五十音順、敬称略)

氏名	現職等	区分
小牧 一裕 (会長)	大阪国際大学教授	学識経験者
野澤 征子	NPO 法人キッズナビわかば副理事長	
荒 義重	枚方市民生委員児童委員協議会副会長	関係団体を代表する者
木田 ミツ (副会長)	枚方・交野地区保護司会研修部副部長	
寺西 勉	枚方中学校長会代表	
西岡 佐富	枚方市青少年育成指導員連絡協議会副会長	
初瀬 憲	枚方小学校長会代表	
前田 仁	枚方市 PTA 協議会代表	関係行政機関の職員
鎌田 明	枚方警察署生活安全課長	
柴田 真理子	大阪精神医療センター児童・思春期科主任部長	
西山 典弘 (※1)	交野警察署生活安全課長	
藤井 賢一郎 (※2)	交野警察署生活安全課長	
松浦 正明	枚方高等学校長	
山下 雅美	枚方公共職業安定所所長	

(※1) 任期：平成29年10月2日から

(※2) 任期：平成29年10月2日まで

7. 枚方市子ども・若者育成計画改定の経緯

年 月	青少年問題協議会 (附属機関)	子ども・若者 育成計画推進 委員会 (庁内)	主な審議事項	調査・市民周知等
平成 29 年 4 月～ 5 月		第 1 回幹事会(4/18) 第 1 回委員会(4/21)	子ども・若者育成計画 の改定について	5 月～7 月にかけて、 大阪府が民生委員児童 委員対象に「ひきこも りに関するアンケート 調査」実施
6 月	第 1 回協議会 (6/9)		「子ども・若者育成 計画の改定について」 諮問	
7 月	第 2 回協議会 (7/25)	第 2 回幹事会(7/11) 第 2 回委員会(7/18)	「子ども・若者育成 計画」の改定の骨子 (案) について	7 月～9 月にかけて、 本市が市内の家族会对 象に「ひきこもり・不 登校等に関するアンケ ート調査」実施
8 月				8 月 17 日「ひきこもり 等地域支援ネットワー ク会議」で計画の改定 について、参加機関で グループ・ディスカッ ション
9 月		第 3 回幹事会(9/20) 第 3 回委員会(9/26)	子ども・若者育成計画 の改定について	
10 月	第 3 回協議会 (10/3)		子ども・若者育成計画 の改定について	
11 月	第 4 回協議会 (11/21) 答 申 (11/29)	第 4 回幹事会(11/9) 第 4 回委員会 (11/16)	「子ども・若者育成 計画の改定について」 答申	

年 月	青少年問題協議会 (附属機関)	子ども・若者 育成計画推進 委員会 (庁内)	主な審議事項	調査・市民周知等
12 月		第 5 回委員会・幹事会 合同会議 (12/5)		「ひきこもり・不登校 等に関するアンケート 調査」結果について家 族会に説明。 計画（改定版）素案に ついてパブリック・コ メント実施
平成 30 年 1 月		第 6 回委員会・幹事会 合同会議 (1/26)		計画（改定版）素案に ついてパブリック・ コメント実施 (12 月 20 日～1 月 12 日)
2 月				計画（改定版）素案に ついてパブリック・ コメントの意見集約
3 月			計画（改定版）の完成 枚方市子ども・若者支 援地域協議会設置	計画（改定版）の素案 についてパブリック・ コメントの 意見公表

枚方市子ども・若者育成計画
改定版
平成 30（2018）年 3 月

発行 枚方市子ども青少年部子ども総合相談センター
枚方市岡東町 12-3-410 サンプラザ 3 号館 4 階
電話 050-7102-3228
FAX 072-846-7952
E-mail kodomocenter@city.hirakata.osaka.jp